

イオン照射研究施設等利用管理支援業務
民間競争入札実施要項（案）

平成28年 月

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

目 次

1. 趣旨	1
2. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項	1
3. 実施期間に関する事項	8
4. 入札参加資格に関する事項	8
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	9
6. 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項	10
7. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	12
8. 本業務に使用させることができる機構財産に関する事項	12
9. 公共サービス実施受注者が、対象公共サービスを実施するに当たり、機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施受注者が講じるべき措置に関する事項	13
10. 公共サービス実施受注者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施受注者が負うべき責任に関する事項	20
11. 対象公共サービスに係る法7条第8号に規定する評価に関する事項	20
12. その他業務の実施に関し必要な事項	21

資料目次

別紙1	高崎量子応用研究所年報（抜粋版）	23
別紙2	イオン照射研究施設年間計画(平成29、30、31年度)（案）	24
別紙3	従来の実施状況に関する情報の開示	33
別紙4	イオン照射研究施設実験利用等に関する満足度アンケート調査	37
別紙5	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構組織図	38
別紙6	業務フロー	39
別紙7	誓約書	42
別紙8	汎用実験装置点検簿、等	43
別紙9	建屋平面図（地階～3階）	46

別添1 イオン照射研究施設等利用管理支援業務請負契約仕様書

別添2 イオン照射研究施設等利用管理支援業務総合評価基準書

参考資料① H28年度機構内利用委員会委員名簿等

参考資料② 法人文書保存期間等

参考資料③ 高崎量子応用研究シンポジウム開催案内

参考資料④ 標準要員数の算出内訳

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のために、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）は、公共サービス改革基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）別表で民間競争入札の対象として選定された「イオン照射研究施設等利用管理支援業務」（以下「本業務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものである。

2. 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

(1) 本業務の概要

機構の高崎量子応用研究所に設置されているイオン照射研究施設（以下「TIARA 施設」という。）は、主にイオンビームを使用した材料科学・バイオテクノロジー等の先端的な研究・技術開発のために整備された国内初の拠点的専用施設であり、1994 年の本格的な稼働・利用開始からこれまで 20 数年間に渡り、極めて安定な加速器稼働状況を背景に、広く国内外研究者の実験利用に提供されている。TIARA 施設は、機構が保有する先端的な大型原子力施設のうちの一つであり、広範な研究・技術開発分野での成果創出に貢献するため、円滑で柔軟な施設運営や効率的な実験利用を実現している。

本業務は、これらの施設利用に関する業務、共通施設・設備等（放射性同位元素《以下「RI」という。》使用施設を含む）の運転保守管理に関する業務、外部実験者（施設共用、共同・連携・受託研究相手先及び高崎量子応用研究所に常駐しない機構内利用者等）の窓口・受入れ等に関する業務、高崎量子応用研究所研究年報（以下「年報」という。）（別紙 1 参照（24 頁参照））

発行等の研究成果の発表・普及に関する業務等を行うものである。

(2) 本業務の内容

機構が受注者に請負わせる本業務の内容は次のとおりである。

① 主な対象施設、設備及び装置

イ 実験装置

- (イ) プロトン照射下半導体試験装置 (LD1)
- (ロ) 複合材料耐環境性試験装置(LD1)
- (ハ) 深度制御種子（細胞）照射装置(HY1)
- (ニ) シングルイベント耐性評価用真空チェンバー(HD1.HD2)
- (ホ) 散乱ビーム照射試験装置(HE1.2.3)

- (ハ)中エネルギーイオン照射チェンバー(TA1)
- (ト)低エネルギーイオン照射チェンバー(IA1)
- (フ)トリプルビーム照射実験装置(MT1)

ロ 実験室等

(イ)サイクロトロン棟

1階東側通路(階段含む)、1階南側作業エリア、照射試料保管室、重イオン準備室、地階東側通路(階段含む)、重イオン計測室、清掃機材室、トラックエリア、1階作業エリア、1階西通路(階段含む)、2階西通路(階段含む)、地階西通路(階段含む)、軽イオン準備室、RI貯蔵室、大型機材庫

(ロ)複合ビーム棟

複合ビーム計測室、オンライン計測室、物理測定室、エレクトロロ工作室、外来者控室、2階通路(階段含む)、1階通路(階段含む)、仮眠室、データ処理室2、地階通路(階段含む)、電子照射準備室、複合照射準備室、地階作業エリア、倉庫

(ハ)イオン照射研究棟

汚染検査室入口室、入退管理室、汚染検査室、シャワー室、1階通路(階段含む)、2階通路(階段含む)、材料準備室、化学実験室、生化学実験室、ホット更衣室、ホット化学実験室1、ホット化学実験室2、ホット物理実験室、防護機材置場室、RI保管室、トレーサーラボ、ホット工作室、バイオトレーサーラボ、プラスミド分析室、低温準備室、暗室、微生物実験室、滅菌処理室、植物実験室、組織培養室、ホット材料実験室、ホット材料試験室

ハ 液体窒素製造設備

(イ)LNT-1

(ロ)LNT-2

ニ 放射線管理区域

(イ)TIARA 施設内第1種管理区域(別紙9の図面内に赤線で表示)

(ロ)TIARA 施設内第2種管理区域(別紙9の図面内に青線で表示)

② 業務内容

本業務内容は以下のとおりである。本業務内容に定める事項の他、運転マニュアル、点検マニュアル、機器取扱説明書を十分理解のうえ実施するものとする。なお、本業務の実施に不可欠な「運転マニュアル」、「点検マニュアル」、「機器取扱説明書」について、入札説明会場において閲覧は可能です。

受注者は予め実施要領を定め機構の確認を受けるものとする。実施要領作成にあたっては別紙2「イオン照射研究施設年間計画(平成29、30、31年度)(案)」と齟齬のない内容とすること。

* 業務内容に使用する用語の定義

- 機構内実験課題責任者・・・TIARA 施設等へ実験を申し込む場合の代表者。
- 実験課題申請書・・・・・・機構内実験課題責任者が翌年度に行う実験の概要を記載した申込書。
- 課題審査・・・・・・・・・・実験課題申請書の審査
- 課題採択通知・・・・・・高崎研施設機構内利用委員会で採択された結果を課題責任者に個別に通知する。
- 機構内実験計画書・・・・・・機構内実験課題責任者が実験課題申請書に沿って提出する上期及び下期に行う実験計画。
- 施設側安全検討会・・・・・・機構が設置、申請された実験課題申請書及び機構内実験計画書について TIARA 施設適合性、安全性等について個別に検討を行い、実験が安全に実施できるか検討するために設置されている検討会。開催準備は受注者が行う。
- 機構施設側担当者・・・・・・施設側安全検討会メンバーで構成、機構の加速器管理課、保安管理課、利用計画課、業務課の担当者。
- 高崎研施設機構内利用委員会・高崎量子応用研究所放射線照射施設機構内利用委員会。機構が設置、機構内から TIARA 施設等に申込まれた機構内実験課題の審議、採択を行う委員会。
- 課題審査員・・・・・・・・・・高崎研施設利用委員会の下部組織で機構内課題を審査する機構職員。
- 施設共用課題審査委員会・・・・・・機構が設置、共用利用制度を利用し機構外から TIARA 施設等に申し込まれた実験課題を審議採択する部会。
- TIARA 保安講習・・・・・・TIARA 施設を利用するために受けなければならない講習
- 共用利用制度・・・・・・機構外部から機構の TIARA 施設等を利用するための制度。

イ TIARA 施設利用に関する業務

(1) 機構内実験課題募集等に関する業務

受注者は、機構内実験課題責任者に対して、翌年度の機構内実験課題の募集案内を行う。実験課題申請書の募集は約 1 カ月とし、受付期間中は実験課題申請書の記載内容について精査し、不備があれば申請者に確認を行い、集約して申請課題一覧表を作成する。機構が開催する施設側安全検討会では機構施設側担当者と実験課題申請書の TIARA 施設適合性等について検討を行う。

課題審査は実験課題申請書を PDF にし課題審査員に電子メールで審査依頼を行う。審査期間は約 1 カ月とし、その後、審査結果の集約を行う。審

査結果は審査結果一覧表にまとめて機構に提出する。

高崎研施設機構内利用委員会で審議、採択された審査結果を使用して、課題採択通知の作成を行い、機構内実験課題責任者あてに課題採択通知を行う。

(ロ) 機構内実験計画書募集等に関する業務

受注者は、機構内実験課題責任者に対して、機構内実験計画書の募集案内（年2回、上期、下期）を行う。機構内実験計画書の受付期間は約1カ月とし、受付期間中は機構内実験計画書の記載内容について精査し、不備があれば申請者に確認を行い、集約して機構内実験計画一覧表を作成する。機構が開催する施設側安全検討会では実験計画書に沿って機構施設側担当者と安全性等について検討を行う。

機構施設担当者側で作成した実験割当表（案）を、機構内実験課題責任者に送付し、実験割当表（案）への要望確認作業を行い、実験割当表の確定を行う。また、Web掲載用実験割当表を作成し機構に提出する。

(ハ) 施設共用課題審査委員会及び高崎研施設機構内利用委員会の開催に関する業務

受注者は、機構が開催する施設共用課題審査委員会（年2回、12月、7月開催）及び高崎研施設機構内利用委員会（年2回、12月、7月開催）の開催案内を作成し、関係委員（参考資料①を参照）に送付する。出欠確認、集約を行い、出席者を機構に報告する。

開催日には遅滞なく会場設営作業を行い、当日は会場において出席者への旅費及び謝金支給手続きを行う。会議開催中は録音機等により会議の模様を録音し、議事録を作成して機構に提出する。

(ニ) その他 TIARA 施設利用に必要な業務

受注者は、TIARA 施設利用で受付、回覧、関係課室への通知作業で使用した必要書類に関して、紙の書類及び電子媒体等は機構の文書管理規程に基づき、所定の場所に適切に整理を行う。保管、管理（参考資料②を参照）は機構が行う。

ロ 共通施設・設備等の運転保守管理等に関する業務

(イ) 実験装置及び実験室等の運転・保守・管理に関する業務

受注者は、仕様書記載の実験装置 11 台について、実験使用時に運転操作を行うと共に、毎日、別紙 8 を参考に巡視点検を行い装置の異常の有無について確認を行う（巡視ルートは受注者が決定する）。また、実験室等（通路、作業エリアを含む。）52 か所については毎日巡視点検を行い、使用状況、異常の有無、火元、照明設備の確認を行い、蛍光灯等が切れている場合は交換を行う。

液体窒素製造設備 3 台については、一日 3 回点検を行い、タンクローリーによる液体窒素の補充のときには充填に立ち会い、異常のないことを確認する。また、実験者等が液体窒素の液取りを行う場合に使用する鍵は適切に管理を行う。

実験に使用する放射線防護機材等は防護機材在庫管理一覧表を作成し常に在庫管理を行う。黄色実験衣、作業用青色つなぎ服は、汚れた場合は JAEA 東海研究開発センター原子力科学研究所バックエンド技術部に洗濯依頼を行う。

仮眠設備については、仮眠室ベッド4台のベッドメイキング（シーツ、カバー等の洗濯を含む。）を行い、常に使用できる状態にしておく。

(d) RI 使用施設の保守・管理及び RI 等の管理業務

受注者は、第1種管理区域、第2種管理区域について巡視点検を一日1回行い、使用状況の点検、放射線管理区域維持基準を保っているか点検を行う。（別紙9の赤線の範囲内が第1種、青線の範囲内が第2種管理区域である）

RI 低温保管箱、RI 貯蔵箱の管理を行うと共に、保管箱に保管されている RI 及び貯蔵箱に貯蔵されている RI の在庫管理を RI 保管・貯蔵一覧表により行う。

実験者より実験用照射試料の保管依頼があった場合には、残存放射能の測定を行い、持出基準値以下になった場合は連絡を行う。

(h) TIARA 施設の施設共用における技術支援業務

受注者は、施設共用利用申込書及び施設共用実験計画書の記載内容を分析、整理、確認を行い、放射化計算コードを用いて生成放射エネルギーを把握し、実験が技術的に可能か判断する。

機構施設側担当者と利用者間の実験実施日等の利用調整作業を行う。また、必要に応じて、実験及び実験準備への立会を行い、実験装置に不慣れな実験者には、実験装置の運転・操作方法に関する技術支援を行う。

(i) その他、共通施設・設備等の運転保守管理等に必要な業務

受注者は、地震発生時等の緊急点検を要する場合は、安全確保後に対象設備 2. (2) ①の緊急点検を実施する。

ハ 外部実験者の窓口・受入れ等に関する業務

(イ) 実験者来所時等の窓口・受入れ業務

受注者は、外部実験者用の宿泊施設、実験用共通室の申込受付及び利用調整、機構受入担当課室（高崎研究所内の11の研究グループ）との連絡調整を行う。

実験者の申請により、放射線業務従事者として機構に指定登録を行う場合は、指定登録、解除の手続き作業を行う。また、指定登録後に貸与される放射線管理用ガラスバッジ及び管理区域出入り用 ID カードの窓口及び正門での発行、返却及び管理を行う。

また、TIARA 施設見学者等に対しては入域に際する注意事項説明を行うと共に、諸手続きを行う。

(ロ) TIARA 施設利用者に対する TIARA 保安講習業務

受注者は、実験に従事する放射線作業従事者及び TIARA 施設の保守・修理等の作業員に対し、放射線施設における加速器のビーム利用方

法、照射試料の取扱、放射性廃棄物の処置、管理区域内立入遵守事項、群馬 GS 環境活動への協力依頼等について、必要な TIARA 安全講習（放射線作業従事者の指定登録に必要な保安講習を含む）を行う。

講習にあたっては、機構保有の既存の教材及び機材を使用できる。

(ハ) 実験者の TIARA 施設使用手続き支援業務

受注者は、インターネット環境下における放射化計算コード、電子申請システム等を用いて実験者の TIARA 施設使用手続きの支援業務を行う。

ニ 研究成果の発表・普及等に関する業務

(イ) 高崎量子応用研究シンポジウム開催に関する業務

受注者は、毎年 2 月に開催されるシンポジウムに向け、開催準備会議に出席するとともに、プログラム作成、要旨集作成、ポスター発表のとりまとめ、開催案内状（参考資料③）の送付、原稿執筆依頼先及び郵送先リストの整理改訂作業、その他開催に必要な作業を行う。

(ロ) 高崎量子応用研究所年報発行に関する業務

受注者は、年報原稿依頼、回収、整理作業、年報原稿査読依頼、印刷用原稿の提出・校正、年報冊子の郵送作業、原稿執筆依頼先及び郵送先リストの整理改訂作業、その他年報発行に必要な作業を行う。年報は定められた書式（A4-1 頁、英文での記載、文字フォント、文字数指定、）で実験課題責任者に作成依頼を行う。別紙 3 に示す通り、発行部数は約 620～700 部であり、費用は機構が負担する。

年報については、以下の URL より確認することができます。

<http://www.taka.qst.go.jp/tiara/j661/annual.php>

ホ 実施場所

受注者が、本業務を実施する作業場所は、原則として、高崎量子応用研究所 TIARA 施設中、2. (2)①に示す施設及びイオン照射研究棟 109 号室である。ただし、本業務を効率よく実施する等、受注者が必要と認める場合は、受注者の裁量に任せ限定はしない。

ヘ 実施期間

(イ) 実施期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで。

ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）、その他機構が特に指定する日を除く。本業務は、年単位で実施・完了させる業務を 3 ケ年契約として契約するものである。

(ロ) 標準実施時間

① 原則として次の時間帯に実施する。

月曜～金曜：9：00～17：30

（なお、この時間帯は、機構における就業時間帯である）

ただし、業務上必要がある場合には、実施時間帯の変更を可能とする。

② TIARA 施設の施設共用における技術支援業務については、下記の実験

利用時間帯に不規則に実験計画が入るため、実験計画に応じて受注者の裁量により適切に対応すること。したがって、この場合の9:00～17:30以外の時間帯における業務を定常外業務と認めない。

- ・サイクロトロン加速器：月曜9:00～金曜16:00の連続利用
- ・静電加速器：月曜～金曜：9:00～22:00

なお、実験装置等の点検は機構における就業時間帯に行い、実験支援については、実験計画書の実施及び実験準備の時間に行うこと。

- ③機構が必要とした場合は、①に定める時間帯以外の時間、及び（イ）のただし書きに記された日であっても業務を実施することがあり、その場合は定常外業務とする。

(ハ)標準要員数

標準要員数（あくまで参考である）は5名とする。また、標準人員は関係法令の知識を有していること。なお、放射線業務従事者としての経験があれば関係法令の知識を有していると判断する。

見積もりの参考として、標準要員数の算出内訳を参考資料④として添付する。

(ニ)年間計画

平成29、30、31年度のイオン照射研究施設年間計画（案）を別紙2に示す。年間計画は各年度の前年度末に確定し、期中において修正することもある。本年間計画に基づいて業務を実施すること。

(3) 確保されるべき対象業務の質

本業務を実施する受注者は2.(2)に示した業務を実施するに当たり、受注者が確保すべき対象公共サービスの質は、以下のとおりとする。

① 業務の内容

2.(2)本業務の内容に示す各業務は、イオン照射研究施設年間計画に基づいて適切な作業が安全に実施されること。

イ、安全な業務全般の実施。放射線事故・各種事故数 0回

ロ、円滑な実験遂行のサポート実施。実施不可実験数 0回

ハ、放射線管理区域の適切な管理の実施

放射線管理区域維持基準逸脱回数 0回

② 実験利用者（実験参加者全員）の利用満足度調査

機構は、本業務の利用者（実験参加者全員）に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施（利用終了後毎）する。

アンケートの有効回答のうち基準スコア75点以上。

イ、窓口・受入れ等の対応（言葉づかい、親切さ、丁寧さ）等について

ロ、技術支援について、実験手順、実験装置の説明などについて

ハ、実験スケジュールについて、調整、連絡などについて

ニ、TIARA 保安講習について、使用資料、説明方法などについて

利用者には、各項目とも、「満足」（配点100点）、「ほぼ満足」（同75点）、「普通」（同50点）、「やや不満」（同25点）、「不満」（同0点）で回答

を求め、年度末に項目毎の基準値平均スコア（100 点満点）を算出する。（別紙 4 参照（60 頁 参照））

(4) 請負費用の支払方法

- ① 契約の形態は、業務請負契約とする。
- ② 委員会開催等の事務局業務に係る出張経費については別途支払う。
- ③ 機構は、業務請負契約に基づき受注者が実施する本業務について、9. (1) ①報告等に示す報告を受け、適正に実施されていることを確認した上で、毎月適法な支払請求書を受領した日から起算して 30 日以内に月額に相当する額を支払うものとする。確認の結果、確保されるべき対象公共サービスの質が達成されていないと認められる場合、機構は、確保されるべき対象公共サービスの質の達成に必要な限りで、受注者に対して本業務の改善を行うよう指示することができる。受注者は、当該指示を受けて直ちに履行体制の見直しその他必要な改善措置を講じたうえで、業務改善報告書を指示を受けた翌日から起算して 5 日以内に機構へ提出するものとする。業務改善報告書の提出から 1 ヶ月の範囲で、業務改善報告書の内容が、確保されるべき対象公共サービスの質が達成可能なものであると認められるまで、機構は請負費の支払いを行わないことができる。

また、受注者は、確保されるべき本業務の質（利用満足度調査は除く）が達成されていない部分があるときは、当該部分の金額及びその割合を算出し、機構へ書面にて提出するものとする。機構は、その書面の内容を妥当と判断したときは、月額に相当する額から当該金額を減じて受注者に支払うものとする。

なお、請負費は、平成 29 年 4 月 1 日以降の本業務開始以降のサービス提供に対して支払われるものであり、受注者が行う引き継ぎや準備行為等に対して、受注者に発生した費用は受注者の負担とする。

3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

4. 入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加資格

- ① 法第 15 条において準用する法第 10 条各号（第 11 号を除く）に該当する者でないこと。
- ② 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 該当年度の機構又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の資格を有すると認められている者であること。競争参加資格審査を受けていない者は、開札の前までにその審査を受け、同資格を有することが認められていること。
- ④ 機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ⑤ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がな

いこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとる場合は除く。

イ 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 親会社と子会社の関係にある場合

(ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

ロ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ハ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記イ又はロと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑥技術等の要求条件

イ 受注者の信頼性に関する事項

(イ) 原子力関連施設に関する関係法令の知識を有していること。

なお、放射線取扱主任者資格を有していること又は放射線業務従事者の経験を有していることを確認することをもって、関係法令の知識を有していると判断する。

ロ 本業務の実施体制に関する事項

(イ) 本業務開始前までに、放射線業務従事者3名以上の指定登録を機構に行い、管理区域内作業が確実に行えるようにすること。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札手続き（スケジュール）予定

入札公告	平成28年11月下旬
第1回入札説明会（於：東京）	平成28年12月中旬
第2回入札説明会（於：高崎市、現地説明会を含む）	平成28年12月中旬
質問書受付期限（随時受付・回答）	平成29年1月上旬
技術提案書提出期限	平成29年1月中旬
入札書提出期限	平成29年1月中旬
技術提案書審査	～平成29年1月下旬
開札及び落札者の決定	開札：平成29年2月上旬
既存受注者からの引き継ぎ	落札決定後、契約締結の1週間前までに実施
契約締結	平成29年4月1日

(2) 入札書類

入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された期日及び方法により提出すること。

① 入札書

入札金額（契約期間内の全ての本業務に対する報酬の総額の108分の100に相当する金額）を記載した書類。ただし、第1回目の入札に限りその明細となる内訳書を添付する。

② 入札仕様書

入札参加者の仕様内容について、機構が求める仕様内容を満足するか確認するための書類。別添1仕様書に対して変更点がない場合は、その旨を記載した書類を提出するが、変更点がある場合はその変更点を記載した資料を提出する。

③ 技術提案書

別添2「イオン照射研究施設等利用管理支援業務総合評価基準書」に示した各要求項目について具体的な提案（創意工夫を含む。）を行い、各要求項目を満たすことができることを証明する書類。

④ 競争資格審査結果通知書

該当年度の機構又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の資格を有すると認められている者であることを証明する審査結果通知書の写し。

⑤ 委任状・使用印鑑届（写）

代理人に委任したことを証明する書類。
ただし、代理人による入札を行う場合に限る。

⑥ 質問書

本業務を履行するに当たり、機構が示す仕様書に対して質疑等がある場合に提出する書類。なお、質疑等がない場合でもその旨を記載して提出する。

⑦ 技術証明資料

本業務を履行するに当たり、4.(1)⑥で定めた入札参加条件（技術要件）を満たすことを証明する書類。

⑧ 誓約書

4.(1)入札参加資格で定めたことを誓約する書類。

⑨ 参考見積書

契約期間内の本業務に対する人件費や一般管理費など全ての費用について、できるだけ詳細な項目を設定した参考見積書。

⑩ 法第15条において準用する法第10条に該当する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規程について評価するために必要な書類。※

⑪ 主たる事業概要、従業員数、事業所の所在地、代表者略歴、主要株主構成、他の者との間で競争の導入による公共サービス改革法に関する法律施行令（平成18年7月5日政令第228号）第3条に規定する特定支配関係にある場合は、その者に関する当該情報。

※⑩の書類については、落札予定者となった者のみ提出する。

6. 本業務を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項

以下に受注者の決定に関する事項を示す。なお、詳細は別添 2「イオン照射研究施設等利用管理支援業務総合評価基準書」を基本とする。

(1) 評価方法

受注者の決定は、総合評価落札方式（加算方式）によるものとする。総合評価は、価格点（入札価格の得点）に技術点（技術提案書による得点）を加えて得た数値（以下「総合評価点」という。）をもって行う。なお、技術等の評価に当たっては、機構が設置する技術審査会の審査員によって行う。

評価に当たっては、340 点の範囲内で採点を行い、価格評価による得点（以下、「価格点」という。）と技術評価による得点（以下、「技術点」という。）に区分し、配分を 1:1 とする。

(2) 決定方法

技術提案書を確認し、基準書に示す全ての「必須審査項目」が満たされているか否かの判定をし、これを満たしていないものは不合格とする。

(3) 総合評価点

① 価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を 1 から減じて得た入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

② 技術点は、基準書に示す「必須審査項目」の得点と「加点審査項目」の得点を合計した値とする。

イ 必須審査項目

「必須審査項目」に係る技術等については、各要求要件について示す評価基準を満たしているか否かを判断し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点として 80 点を与える。

ロ 加点審査項目

「必須以外審査項目」に係る技術等については、評価項目毎に要求要件を示し、評価に応じ評価基準を示す加点の点数の範囲内で最大 90 点を与える。

(4) 落札者の決定

① 6.(1)から(3)の評価方法における必須審査項目を全て満たし、機構の予定価格の制限の範囲内で、かつ、総合評価点の合計点が最も高い者を落札者とする。

② 必須審査項目を全て満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行う。

③ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結

することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる場合は、入札の結果を保留し、機構の定めるところに従い当該者に対し調査を行うものとする。

その調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる場合に該当すると機構が判断した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とするができる。

- ④ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- ⑤ 落札者が決定したときは、速やかに落札者の名称、落札金額及び落札者の決定理由その他機構が必要と認めた事項を公表するものとする。

(5) 落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行っても、なお、落札者が決定しなかった場合は、原則として入札条件等を見直した後、再度公告を行う。

なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な期間が確保できないなどやむを得ない場合は、自ら実施する等とし、その理由を官民競争入札等監理委員会に報告するとともに公表するものとする。

7. 本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(1) 開示情報

対象業務に関して、以下の情報は別紙3「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり開示する。

- ① 従来の実施に要した経費
- ② 従来の実施に要した人員
- ③ 従来の実施に要した施設及び整備
- ④ 従来の実施における目的の達成の程度
- ⑤ 従来の実施方法等

(2) 現地説明会

7.(1)⑤従来の実施方法等の詳細な情報は、5.(1)に示すスケジュール中、「入札説明会」において情報の開示を行う。「入札説明会」は必要な手続を踏まえた上で参加可能とする。

8. 本業務に使用させることができる機構財産に関する事項

受注者は、次のとおり機構財産を使用することができる。

(1) 機構財産の使用

受注者は、本業務の遂行に必要な施設、設備等として、次に掲げる施設、設備等を適切な管理の下、無償で使用することができる。

- ① 電気・ガス・水・紙及び修理に必要な物は、無償で支給する。
- ② 控え室イオンビーム研究棟109号室「別紙9の建屋平面図1頁黄色着色部分」、机、椅子、ロッカー、ガラスバッチ、IDカード、パソコン等
- ③ その他機構と協議し承認された業務に必要な施設、設備、装置、備品等

(2) 使用制限

- ① 使用することができる機構財産を受領したときは、機構に対して遅滞なく受領書を提出するものとする。
- ② 善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- ③ 本業務の契約が終了したときは速やかに機構に返納しなければならない。
- ④ 受注者の責に帰すべき理由により滅失又は毀損したときは、機構の指定する期日までに代品を納め、若しくは現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

9. 公共サービス実施受注者が、対象公共サービスを実施するに当たり、機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により公共サービス実施受注者が講じるべき措置に関する事項

(1) 受注者が機構に報告すべき事項、機構の指示により講ずべき措置

① 報告等

- イ 受注者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を機構に提出しなければならない。
- ロ 受注者は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに機構に報告するものとし、機構と受注者が協議するものとする。
- ハ 受注者は、契約期間中において、ロ以外であっても、必要に応じて機構から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

② 調査

- イ 機構は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条1項に基づき受注者に対し必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、本業務の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- ロ 立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを受注者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示するものとする。

③ 指示

機構は、本業務を適正かつ的確に実施させるために、受注者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

① 秘密の漏えい

受注者は、本業務の実施に際して知り得た情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的に利用してはならない。本契約終了後においても同様とする。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。なお、受注者は、本契約の内容又は成果を発表し、公開し、又は他の目的に利用するときは、あらかじめ書面により機構の承認を得なければならない。

② 情報処理に関する利用技術

受注者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、受注者からの文書による申出を機構が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

③ 個人情報の管理

受注者は、機構から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。

イ 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。本契約の終了後においても、同様とする。

ロ 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。

ハ 受注者は、機構の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用又は加工し、又は機構の承認なしに第三者に提供してはならない。

ニ 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、機構の承諾のない限り、本契約の全部又は一部を下請負することはできない。

ホ 受注者は、業務を処理するために機構から引き渡された個人情報が記録された資料等（フロッピーディスクなどの電磁的記録を含む。）を複製又は複写してはならない。受注者は、機構との契約の履行のために個人情報が記録された資料等を複製又は複写する必要がある場合には、機構に対して、その範囲・数量等を書面により通知して承諾を得なければならない。

ヘ 受注者は、業務を処理するために、機構から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後速やかに、機構に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、機構が別に指示したときは当該方法による。

ト 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなけれ

ばならない。また、受注者は受注者の従業員その他受注者の管理下にて業務に従事する者に対して、①ないし④と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。

チ 受注者は、個人情報紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告する。

リ 受注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生し、機構が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、受注者は、機構の指示に基づき受注者の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、機構が直接又は間接の損害を被ったときは、受注者は機構に対して当該損害を賠償しなければならない。

④ 上記①から③までのほか、機構は受注者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(3) 契約に基づき受注者が講じるべき措置

① 契約保証金

受注者は、落札決定後に契約金額の10分の1を契約保証金として機構に納めなければならない。ただし、入札説明書において免除しているときは、この限りではない。なお、契約保証金は、契約履行後に還付することとし、受注者が義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。

② 請負業務の開始

受注者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

③ 総括責任者の届出

受注者は、本業務の責任者として総括責任者及びその代理人（以下「総括責任者」という。）を定め、書面にて機構へ届け出るものとする。総括責任者は、従事者への指示や業務管理を含めた一切の事項を処理するものとする。ただし、必要がある場合は、受注者を代表して機構と協議の上、業務を行うものとする。

④ 権利の譲渡

受注者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による機構の事前承認を得たときは、この限りではない。

⑤ 下請負又は再委託

イ 受注者は、本業務の実施にあたりその全部を一括して、又は主たる部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうが、業務の性質上、これにより難しい場合は、仕様書に記載した部分をいう。

ロ 受注者は、本業務の実施に当たり、その一部について下請負又は再委託（以下「下請負」という。）を行う場合は、原則としてあらかじめ技術提案書にお

いて、下請負を行う業務の範囲、合理性及び必要性、下請負先の業務履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法（以下「下請負先等」という。）について記載しなければならない。

ハ 本契約締結後止むを得ない事情により、あらかじめ技術提案書において記載した下請負の変更や新たな追加等を行う場合には、下請負先等を明らかにしたうえで、事前に機構の承認を受けなければならない。

ニ 受注者は、ロ又はハにより下請負を行う場合には、受注者が機構に対して負う義務を適切に履行するため、下請負先の事業者に対し前項「(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(3) 契約に基づき受注者が講じるべき措置」に規定する事項その他について、必要な措置を講じさせるとともに、下請負先から必要な報告を聴取することとする。

ホ 上記ロからニまでに基づき、受注者が下請負先の事業者に業務を実施させる場合は、全て受注者の責任において行うものとし、下請負先の事業者の責に帰すべき事由については、受注者の責に帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

⑥ 契約内容の変更

機構及び受注者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務を実施することが不相当と認められる場合は、協議により契約の内容を変更することができる。

⑦ 機構の契約解除権

機構は、受注者が次のいずれかに該当するときは、受注者に対し請負費の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。契約を解除されたときは、受注者は機構に対して契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として支払わなければならない。ただし、違約金額を超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

イ 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

ロ 法第10条第4号及び第6号から第9号に該当する者（以下「暴力団員」という。）を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ハ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 下請負先が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を警察当局から受けたとき。

ホ 下請負契約が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して下請負契約を継続させているとき。

ヘ 正当な理由がなく、受注者が本業務を実施すべき時期を過ぎても実施しないとき。

ト 受注者の責めに帰すべき事由により、毎月の期日又はそれに相当する期日ま

- でに業務を完了する見込みがないと機構が認めたとき。
- チ 受注者が2.(4)②に示す改善措置を講じないとき、又は改善措置を講じても同類の事象を再発したと認められるとき。
- リ 正当な理由がなく法第26条第1項に基づく立ち入り又は検査等に協力しなかったとき。
- ヌ 受注者が、制限行為能力者となったとき、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき、又はその資産若しくは信用状態が著しく低下したとき。
- ル 9.(2)③の個人情報の管理に違反したとき。
- ロ 上記イからルの他、その他民法所定の解除事由があるとき。
- ワ 機構は、上記イからロのほか、必要があると認めるときは本契約の全部又は一部を解除することができる。
- カ 上記ワにより契約を解除した場合で受注者に損害を与えたときは、その損害額を補償するものとし、その補償額は機構と受注者で協議して決定するものとする。

⑧ 受注者の契約解除権

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、これにより契約を解除し受注者に損害を与えたときは、機構はそれを補償するものとし、その補償額は、機構と受注者の協議において決定するものとする。

- イ 9.(3)⑥の契約内容の変更に規定する契約内容の変更が受注者に著しく不利となり、協議が成立しなかったとき。
- ロ 機構の契約違反によって本業務を完了することが不可能となったとき。

⑨ 契約解除に伴う措置

機構又は受注者の責により本契約を解除されたときは、次に定める措置をとらなければならない。

イ 機構は、必要と認めるときは、受注者に対し作業の履行部分の全部又は一部を検査の上、業務完了と認めることができる。この場合、機構に引き渡すべき目的物の既成部分があるときは、機構に引き渡さなければならない。

ロ 上記イの場合において、機構は、機構の認定する評価額を受注者に支払うものとする。

ハ 上記イによる業務完了の確認までの保全に要する費用は、受注者の負担とする。

ニ 機構が業務完了と認めないものについては、機構が定めた期間内に受注者は原状に復さなければならない。

ホ 8. の機構財産の使用（上記イの既成部分に使用されているものを除く。）があるときは、受注者は、遅滞なくこれを機構に返還しなければならない。ただし、貸与品若しくは支給品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能な場合については、8.(2)④の使用制限の定めに沿うこととする。

ヘ 受注者は、機構から貸与を受けた土地建物その他不動産があるときは、機構、受注者とで協議して定めた期間内にこれを原状に復して機構に返還しなけれ

ばならない。

- ト 契約履行部分が1か月に満たないときは、当初契約金額を当該月の休日を除く日数で日割計算し精算するものとする。

⑩ 談合等の不正行為に係る違約金

イ 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として機構が指定する期日までに支払わなければならない。

(イ) 受注者が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号 以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など機構に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を機構が認めたときは、この限りでない。

(ロ) 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(ハ) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

ロ 上記イの規定は、機構に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、機構がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

ハ 受注者は、この契約に関して、上記イの(イ)から(ハ)のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を機構に提出しなければならない。

⑪ 損害賠償

受注者は、受注者の故意又は過失により機構に損害を与えたときは、機構に対しその損害について賠償する責任を負う。

⑫ 請負業務の引き継ぎ

イ 現行受注者からの引き継ぎ

受注者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう機構から本業務の契約締結の1週間前までに基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点など必要な引き継ぎを受けなければならない。

また、機構は、当該引き継ぎが円滑に実施されるよう、現行受注者及び受注者に対して必要な協力を行うものとする。なお、その際の引き継ぎに必要なとな

る経費は、現行受注者の負担となる。

ロ 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引き継ぎ

受注者は、本契約の期間終了に伴い、本業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、次回受注者に対して、機構が実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明への協力を行うこと。

なお、その際の引き継ぎに必要となる受注者に発生した経費は、受注者の負担となる。

⑬ 不当介入の対応

イ 暴力団員による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固として拒否しなければならない。

ロ 暴力団員から不当介入があったときは、直ちに所管の警察当局へ通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

ハ 上記ロにより警察当局に通報したときは、速やかにその内容を記載した書面により機構に報告するものとする。

ニ 受注者は、下請負先（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）に対して、上記イ及びロを遵守させなければならない。

⑭ 情報セキュリティの確保

イ 受注者は、この契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、機構の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。なお、機構は、本条の規定が遵守されていないと判断した場合、本契約を解除することができる。

ロ 受注者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、機構の情報セキュリティ確保のために、機構が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

(イ) 受注者は、本契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。

(ロ) 受注者は、本契約に関して知り得た情報（機構に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び計算結果を含む。以下同じ。）を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。

(ハ) 受注者は、本契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。

(ニ) 受注者は、P2P ファイル交換ソフトウェア（Winny、WinMX、KaZaa、Share等）及びSoftEtherを導入した情報システムにおいて、本契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。

- (ホ) 受注者は、機構の承諾のない限り、本契約に関して知り得た情報を機構又は受注者の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。
- (ハ) 受注者は、下請負をさせた場合は、当該下請負を受けた者の本契約に関する行為について、機構に対し全ての責任を負うとともに、当該下請負を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるように努めなければならない。
- (ト) 受注者は、機構が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。
- (フ) 受注者は、機構の提供した情報並びに受注者及び委任又は下請負を受けた者が本業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えい、コンピュータウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告し、機構の指示に従うものとする。この契約の終了後においても、同様とする。

⑮ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、機構と受注者との間で協議して解決する。本契約の終了後においても、同様とする。

10. 公共サービス実施受注者が対象公共サービスを実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該公共サービス実施受注者が負うべき責任に関する事項

本業務を実施するに当たり、受注者又はその職員その他の本業務に従事する者が、故意または過失により本業務の受益者等の第三者に損害を加えた場合は、次のとおりとする。

- (1) 機構が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は受注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償のために任ずるべき金額を超える部分に限る）について求償することができる。
- (2) 受注者が民法（明治29年4月27日法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存するときは、受注者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

11. 対象公共サービスに係る法7条第8号に規定する評価に関する事項

- (1) 本業務の実施状況に関する調査の時期

機構は、本業務の実施状況について、内閣総理大臣が行う評価の時期（平成28

年 5 月を予定) を踏まえ、本業務に係る運用が開始される平成 26 年度以降、各年度末時点における状況を調査する。

(2) 調査項目及び実施方法

① 業務の内容

作業報告書により調査する。

② 実験利用者の利用満足度調査の結果

イオン照射研究施設等利用管理支援業務に関して、利用者に対して利用終了後毎に行う満足度アンケート調査（利用満足度調査）の実施結果により調査する。

(3) 意見聴取等

機構は、必要に応じ受注者から意見の聴取を行うことができるものとする。

また、機構は、平成 31 年 5 月を目途として、本業務の実施状況等を内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出する。

12. その他業務の実施に関し必要な事項

(1) 本業務の実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

機構は、本業務の実施状況について、必要に応じて、官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、公表する。

(2) 機構の監督員

① 機構は、必要があると認めるときは、機構の施設内での業務の実施について監督員を選任することができる。選任したときは、受注者にすみやかに通知しなければならない。これを変更したときも同様とする。

② 監督員は、本業務に関して必要がある場合は、機構を代表して 9. (3) ③ のただし書きに定める受注者との協議を行うものとする。

(3) 関連業務の調整

機構は、受注者の実施する業務及び機構の発注に係る第三者の実施する他の業務が業務実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その実施につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、機構の調整に従い、第三者の行う業務の円滑な実施に協力しなければならない。

(4) 受注者の責務

① 本業務に従事する受注者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 受注者は法 55 条の規定に該当する場合は、30 万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第 56 条により、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、法第 55 条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

- ③ 受注者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は機構を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

(5) 著作権

本業務により作成された著作物に係る著作権その他この著作物の使用、収益及び処分（複製、翻訳、翻案、変更、譲渡・貸与及び二次的著作物の利用を含む。）に関する一切の権利は機構に帰属するものとする。ただし、本契約遂行のために使用する著作物のうち、本契約締結以前から、受注者が所有するものの著作権については、この限りでない。また、受注者は、機構及び機構が指定する者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。さらに、受注者は、当該著作物の著作者が受注者以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

(6) 本業務の仕様書

本業務を実施する際に必要な仕様は、別添 1「イオン照射研究施設等利用管理支援業務仕様書」のとおり。

(7) その他

① 異常時の措置

受注者は、事故の発生等の異常・緊急事態を発見したときは、直ちに必要な応急処置及び通報連絡を行う等、適切な措置を講じなければならない。措置を講じた場合は、受注者は機構に速やかに報告しなければならない。

② 安全確保

イ 受注者は、この契約の履行の安全を確保するために災害の予防その他必要な措置をとらなければならない。

ロ 受注者は、関係法令及び安全に関する機構の諸規則に従うほか、機構が安全確保のために必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

ハ 受注者は、必要に応じ機構が行う安全教育訓練等に参加しなければならない。

③ 相殺

機構は、受注者が機構に支払うべき賠償金その他の債務がある場合は、この契約に基づき機構が受注者に支払うべき代金その他の債務とこれを相殺することができる。

④ 裁判管轄

本契約に関する訴訟の管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。



JAEA Takasaki Annual Report 2014

(Ed.) Watalu YOKOTA

Takasaki Advanced Radiation Research Institute
Sector of Nuclear Science Research

February 2016

Japan Atomic Energy Agency

日本原子力研究開発機構

JAEA-Review

イオン照射研究施設 年間計画(平成29年度) 1/3

項目	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
4月	サイクロトロン			調整運転	研究利用						研究利用	放射線施設 定期検査	研究利用					研究利用								研究利用			停止作業					
	タンデム加速器			定期整備			調整運転				調整運転	立入検査	調整運転					研究利用								研究利用			停止作業					
	シングルエンド加速器			定期整備			調整運転				調整運転	立入検査	調整運転					研究利用								研究利用			停止作業					
	イオン注入装置			定期整備			調整運転				調整運転	立入検査	調整運転													イオン源 切替	研究利用			停止作業				
	工務・安管設備点検等			[照] [EL]							ボイラ 余熱						ボイラ 停止																全所停電・断水 空調停止 非密封RI 使用禁止	
	施設管理・運営等																																	
5月	サイクロトロン					電源立上		調整運転	新ビーム開発							研究利用							研究利用								研究利用			
	タンデム加速器					電源立上		調整運転	研究利用								研究利用							[保]	研究利用						研究利用			
	シングルエンド加速器					電源立上		調整運転	研究利用								研究利用							[保]	研究利用						研究利用			
	イオン注入装置			憲法 記念日	国民 の休日	子供 の日	電源立上		調整運転	研究利用							イオン源 切替	研究利用							[保]	研究利用					イオン源 切替	研究利用		
	工務・安管設備点検等	空調停止							[照] [EL]	冷凍機 運転開始																								
	施設管理・運営等	非密封RI使用禁止																																
項目	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31		
6月	サイクロトロン	研究利用			研究利用						研究利用									研究利用								研究利用						
	タンデム加速器	研究利用				[巡]	研究利用					新ビーム開発	研究利用							[保]	研究利用	TIARA発表会						有効利用						
	シングルエンド加速器	研究利用				[巡]	研究利用					研究利用								[保]	研究利用	TIARA発表会						有効利用						
	イオン注入装置	研究利用				[巡]	研究利用					新ビーム開発	研究利用							[保]	研究利用	TIARA発表会					イオン源 切替	有効利用						
	工務・安管設備点検等				[照] [EL・クレ]																													
	施設管理・運営等																																	
7月	サイクロトロン			研究利用			停止作業				サイクロトロン装置定期点検							サイクロトロン装置定期点検							サイクロトロン装置定期点検						定期点検			
	タンデム加速器			[巡]	研究利用			停止作業			電気工作 物検査	立上	施設点検									調整運転	研究利用			[保]	研究利用					研究利用		
	シングルエンド加速器			[巡]	研究利用			停止作業			電気工作 物検査	立上	施設点検									調整運転	研究利用			[保]	研究利用					研究利用		
	イオン注入装置			[巡]	研究利用			停止作業			電気工作 物検査	立上	施設点検									調整運転	研究利用			[保]	研究利用					イオン源 切替		
	工務・安管設備点検等			[消]{ガス}{照} [EL]警報設備点検				停電・断水・受変電 設備定期点検			2時冷却設備点検			空調自動制御機器点検																				
	施設管理・運営等							非密封RI 使用禁止																										

[巡]:巡視点検 [定]:定期自主点検 [保]:保守日 [EL]:エレベータ点検 [クレ]:クレーン点検 [消]:消防点検 [照]:照明点検 [掃]:定期清掃 [区]:区域管理点検

イオン照射研究施設 年間計画(平成29年度) 2/3

利用計画課②

項目		日																																																										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																												
8月	サイクロトロン	サイクロトロン定期点検					サイクロトロン装置定期					定期自主検査					調整運転					研究利用					研究利用																																	
	タンデム加速器	研究利用					研究利用					定期整備					定期点検					法廷点検					NLK					調整運転					法廷点検					漏洩検査					研究利用													
	シングルエンド加速器	研究利用					研究利用					定期整備					定期点検					法廷点検					NLK					調整運転					法廷点検					漏洩検査					研究利用													
	イオン注入装置	研究利用					イオン源切替					研究利用					定期整備					定期点検					法廷点検					NLK					調整運転					法廷点検					漏洩検査					研究利用								
	工務・安管設備点検等	モニタ定期点検(サイクロ)					照明・EV}{クレ					モニタ定期点検(サイクロ)																																																
	施設管理・運営等	非密封RI使用禁止																																																										
9月	サイクロトロン	研究利用					研究利用					研究利用					研究利用					研究利用					研究利用					有効利用																												
	タンデム加速器	研究利用					研究利用					研究利用					新ビーム開発					[保]					研究利用					研究利用					有効利用																							
	シングルエンド加速器	研究利用					研究利用					研究利用					研究利用					[保]					研究利用					研究利用					有効利用																							
	イオン注入装置	研究利用					イオン源切替					研究利用					イオン源切替					研究利用					新ビーム開発					[保]					研究利用					イオン源切替					研究利用													
	工務・安管設備点検等	[照・EL]					電気ボイラ定期点検及び官庁検査																																																					
	施設管理・運営等																															敬老の日										秋分の日																		
10月	サイクロトロン	研究利用					研究利用					研究利用					研究利用					研究利用					研究利用					研究利用					研究利用					新ビーム開発																		
	タンデム加速器	研究利用					研究利用					[巡]					研究利用					研究利用					研究利用					[保]					研究利用					研究利用					研究利用					研究利用								
	シングルエンド加速器	研究利用					研究利用					[巡]					研究利用					研究利用					研究利用					[保]					研究利用					研究利用					研究利用					研究利用								
	イオン注入装置	イオン源切替					研究利用					[巡]					研究利用					イオン源切替					研究利用					[保]					研究利用					研究利用					研究利用					研究利用								
	工務・安管設備点検等	[照]					[EL]															ボイラ運転準備										ボイラ通気試験										ボイラ通気試験																		
	施設管理・運営等																																																											
11月	サイクロトロン	新ビーム開発					研究利用					研究利用					研究利用					サイクロトロン電源					定期点検					研究利用					研究利用																							
	タンデム加速器	研究利用					[巡]					研究利用					研究利用					[保]					研究利用					新ビーム開発					研究利用					研究利用					研究利用													
	シングルエンド加速器	研究利用					[巡]					研究利用					研究利用					[保]					研究利用					研究利用					研究利用					研究利用					研究利用													
	イオン注入装置	研究利用					[巡]					研究利用					イオン源切替					研究利用					[保]					研究利用					新ビーム開発					イオン源切替					研究利用													
	工務・安管設備点検等						ボイラ予熱					照}{クレ					冷凍機点検					ボイラ予熱										ボイラ予熱										ボイラ予熱																		
	施設管理・運営等						文化の日																														勤労感謝の日																							

[巡]: 巡視点検 [定]: 定期自主点検 [保]: 保守日 [EL]: エレベータ点検 [クレ]: クレーン点検 [消]: 消防点検 [照]: 照明点検 [掃]: 定期清掃 [区]: 区域管理点検

イオン照射研究施設 年間計画(平成29年度) 3/3

利用計画課③

項目		日																																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
12月	サイクロトロン	研究利用			研究利用						研究利用						研究利用									研究利用	真空停止	装置停止							
	タンデム加速器	研究利用			研究利用						有効利用				定期整備			定期整備									定期整備	全系停止							
	シングルエンド加速器	研究利用			研究利用						有効利用				定期整備			定期整備				極性切替					極性切替	全系停止							
	イオン注入装置	研究利用			イオン源切替	研究利用						有効利用				定期整備			定期整備								定期整備	全系停止							
	工務・安管設備点検等			ボイラ予熱	{照}						ボイラ予熱							ボイラ予熱								ボイラ予熱							空調停止		
	施設管理・運営等																									天皇誕生日							御用 非密封RI 納め 使用禁止		
1月	サイクロトロン				電気工作物点検	真空復旧				調整運転	新ビーム開発						研究利用								研究利用								研究利用		
	タンデム加速器				立上	調整運転				調整運転	研究利用						研究利用								研究利用										研究利用
	シングルエンド加速器				立上	調整運転				調整運転	研究利用						研究利用								研究利用										極性切替
	イオン注入装置				立上	調整運転				調整運転	研究利用						イオン源切替	研究利用								イオン源切替	研究利用						イオン源切替	研究利用	
	工務・安管設備点検等			ボイラ予熱	{照}						ボイラ予熱					ボイラ予熱										ボイラ予熱	廃棄物処理施設定期点検					ボイラ予熱	圧縮空気設備点検 (圧空停止無し)		
	施設管理・運営等			非密封RI 使用禁止	立上	{定}				成人の日																									
2月	サイクロトロン	研究利用			研究利用						研究利用						研究利用										研究利用								
	タンデム加速器	研究利用															新ビーム開発										研究利用						研究利用		
	シングルエンド加速器	極性切替																									研究利用						研究利用		
	イオン注入装置	研究利用														イオン源切替	研究利用	新ビーム開発									研究利用				イオン源切替	研究利用			
	工務・安管設備点検等	圧縮空気設備点検 (圧空停止無し)			ボイラ予熱	{照}	{クレ}					ボイラ予熱																					ボイラ予熱	DOP測定	
	施設管理・運営等															建国記念の日																	非密封RI 使用禁止		
3月	サイクロトロン	研究利用			研究利用						研究利用																						サイクロ装置の整備・保守		
	タンデム加速器	研究利用																									有効利用		有効利用			有効利用	定期点検		
	シングルエンド加速器	研究利用																								有効利用		有効利用			有効利用	定期点検			
	イオン注入装置	研究利用														イオン源切替	研究利用									有効利用		有効利用			有効利用	定期点検			
	工務・安管設備点検等				ボイラ予熱	{照}						ボイラ予熱																				ボイラ予熱			
	施設管理・運営等																																春分の日		

[巡]: 巡視点検 {定}: 定期自主点検 {保}: 保守日 {EL}: エレベータ点検 {クレ}: クレーン点検 {消}: 消防点検 {照}: 照明点検 {掃}: 定期清掃 {区}: 区域管理点検

イオン照射研究施設 年間計画(平成30年度) 2/3

月	項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
8月	サイクロトロン	サイクロトロン装置定期整備		サイクロトロン装置定期整備		サイクロトロン装置定期整備		サイクロトロン装置定期整備		サイクロトロン装置定期整備		サイクロトロン装置定期整備		サイクロトロン装置定期整備		サイクロトロン装置定期整備		サイクロトロン装置定期整備		サイクロトロン装置定期整備		サイクロトロン装置定期整備		サイクロトロン装置定期整備		サイクロトロン装置定期整備		サイクロトロン装置定期整備		サイクロトロン装置定期整備					
	タンデム加速器	研究利用		調整運転		調整運転		調整運転		調整運転		調整運転		調整運転		調整運転		調整運転		定期自主点検		I/L試験	[巡]	研究利用		研究利用		研究利用		研究利用					
	シングルエンド加速器	研究利用		調整運転		調整運転		調整運転		調整運転		調整運転		調整運転		調整運転		調整運転		定期自主点検		I/L試験	[巡]	研究利用		研究利用		研究利用		研究利用					
	イオン注入装置	研究利用		調整運転		調整運転		調整運転		調整運転		調整運転		調整運転		調整運転		調整運転		定期自主点検		I/L試験	[巡]	研究利用		研究利用		イオン源切替		研究利用					
	工務・安管設備点検等	放射線モニター点検(サイクロ棟)		DOP測定		(EL)放射線モニター点検(サイクロ棟)		ボイラ夏期点検																											
	施設管理・運営等																									[区]									
9月	サイクロトロン	定期自主検査		調整運転		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用					
	タンデム加速器	[巡]		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用			
	シングルエンド加速器	[巡]		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用			
	イオン注入装置	[巡]		研究利用		新ビーム開発		イオン源切替		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		イオン源切替		研究利用		研究利用		研究利用			
	工務・安管設備点検等	[照・EL]		熱交換器定期点検性能検査		ボイラ夏期点検																													
	施設管理・運営等	[定]																								[区]									
10月	サイクロトロン	新ビーム開発		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用			
	タンデム加速器	[巡]		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用			
	シングルエンド加速器	[巡]		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用			
	イオン注入装置	[巡]		研究利用		イオン源切替		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		イオン源切替		研究利用		研究利用		研究利用			
	工務・安管設備点検等	[EL]																								ボイラ夏期点検		ボイラ運転準備(10/22~11/2)							
	施設管理・運営等																									[区]									
11月	サイクロトロン	研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		サイクロトロン電源定期整備		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用			
	タンデム加速器	研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用			
	シングルエンド加速器	研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用			
	イオン注入装置	研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用		研究利用			
	工務・安管設備点検等	ボイラ運転準備		ボイラ通気試験		ボイラ通気試験		ボイラ通気試験		ボイラ通気試験		ボイラ通気試験		ボイラ通気試験		ボイラ通気試験		ボイラ通気試験		ボイラ通気試験		ボイラ通気試験		ボイラ通気試験		ボイラ通気試験		ボイラ通気試験		ボイラ通気試験		ボイラ通気試験			
	施設管理・運営等																																		

[巡]:巡視点検 [定]:定期自主点検 [保]:保守日 [EL]:エレベータ点検 [クレ]:クレーン点検 [消]:消防点検 [照]:照明点検 [掃]:定期清掃 [区]:区域管理点検

イオン照射研究施設 年間計画(平成30年度) 3/3

月	項目	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31								
12月	サイクロトロン				研究利用								研究利用							研究利用																					
	タンデム加速器				研究利用								{巡}	定期整備							定期整備 調整運転								天皇誕生日												
	シングルエンド加速器				研究利用								{巡}	定期整備				極性切替				極性切替																			
	イオン注入装置			イ切替 {保}	研究利用								{巡}	定期整備							定期整備 調整運転																				
	工務・安管設備点検等												{消}													空調停止(18:00~)															
	施設管理・運営等																																								
1月	サイクロトロン				装置復旧 電気工作					調整運転	新ビーム開発								研究利用							研究利用															
	タンデム加速器				立上					{巡}																															
	シングルエンド加速器				立上					{巡}																															
	イオン注入装置				立上					{巡}																															
	工務・安管設備点検等				空調停止	空調立上				{照}																															
	施設管理・運営等				非密封RI 使用禁止	装置 立上																																			
2月	サイクロトロン	研究利用			研究利用																																				
	タンデム加速器	研究利用			研究利用																																				
	シングルエンド加速器	調整 運転			研究利用																																				
	イオン注入装置	研究利用			イオン源 切替	研究利用																																			
	工務・安管設備点検等				DOP測定	{クレ}																																			
	施設管理・運営等				非密封RI 使用禁止																																				
3月	サイクロトロン	研究利用			研究利用				装置停止																																
	タンデム加速器	研究利用			研究利用																																				
	シングルエンド加速器	研究利用			研究利用																																				
	イオン注入装置	研究利用			イオン源 切替	研究利用																																			
	工務・安管設備点検等				{EL}																																				
	施設管理・運営等																																								

{巡}:巡視点検 [定]:定期自主点検 {保}:保守日 {EL}:エレベータ点検 {クレ}:クレーン点検 {消}:消防点検 {照}:照明点検 {掃}:定期清掃 [区]:区域管理点検

イオン照射研究施設 年間計画(平成31年度) 1/3

月	項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
4月	サイクロトロン	研究利用							研究利用							研究利用							研究利用					装置停止	構内全域停電断水	昭和の日	運転停止					
	タンデム加速器	調整運転							{巡}	研究利用							研究利用							研究利用							装置停止	運転停止				
	シングルエンド加速器	調整運転							{巡}	研究利用							研究利用							研究利用							装置停止	運転停止				
	イオン注入装置	調整運転							{巡}	研究利用							イオン源切替	研究利用							イオン源切替	研究利用					装置停止	運転停止				
	工務・放管設備点検等	{EL}															性能試験										空調停止(4月26日~27日)									
	施設管理・運営等							所内開放				←→																								
5月	サイクロトロン	装置立上	憲法記念日					調整運転	新ビーム開発	新ビーム開発					研究利用	研究利用							研究利用													
	タンデム加速器	運転停止	みどりの日					装置立上	調整運転	研究利用	研究利用							研究利用							研究利用					{保}						
	シングルエンド加速器	運転停止	こどもの日					装置立上	調整運転	研究利用	研究利用							研究利用							研究利用					{保}						
	イオン注入装置	運転停止	振替休日					装置立上	調整運転	研究利用	研究利用					イオン源切替	研究利用							イオン源切替	研究利用					{保}						
	工務・放管設備点検等	給排気設備定期点検(5/1.2)													{EL}	ボイラ夏期点検	→																			
	施設管理・運営等																																			
6月	サイクロトロン	研究利用							研究利用							研究利用							研究利用													
	タンデム加速器	研究利用							{巡}	研究利用							研究利用	新ビーム開発	研究利用							{保}	研究利用									
	シングルエンド加速器	研究利用							{巡}	研究利用							研究利用							{保}	研究利用											
	イオン注入装置			イオン源切替	研究利用							{巡}	研究利用					新ビーム開発	研究利用	イオン源切替	研究利用							イオン源切替	研究利用					{保}		
	工務・放管設備点検等			{EL}							構内断水			{消}																						
	施設管理・運営等																																			
7月	サイクロトロン	研究利用							研究利用					装置停止	サイクロトロン装置定期整備							サイクロトロン装置定期整備														
	タンデム加速器	研究利用							{巡}	研究利用					装置停止	電気工作物検査	立上	{巡}	調整運転	研究利用							調整運転	研究利用								
	シングルエンド加速器	研究利用							{巡}	研究利用					装置停止	電気工作物検査	立上	{巡}	調整運転	研究利用							調整運転	研究利用								
	イオン注入装置	イオン源切替	研究利用							{巡}	研究利用					装置停止	電気工作物検査	立上	{巡}	調整運転	研究利用							調整運転	研究利用					イオン源切替		
	工務・放管設備点検等	{EL}																																		
	施設管理・運営等																																			

{巡}:巡視点検 {定}:定期自主点検 {保}:保守日 {EL}:エレベータ点検 {クレ}:クレーン点検 {消}:消防点検 {照}:照明点検 {掃}:定期清掃 {区}:区域管理点検

イオン照射研究施設 年間計画(平成31年度) 2/3

月	項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
8月	サイクロトロン	定期整備		サイクロトロン装置定期整備						サイクロトロン装置定期整備						サイクロトロン装置定期整備						定期自主検査		調整運転								
	タンデム加速器	研究利用		定期整備						調整運転						定期自主点検		I/L試験	研究利用		研究利用											
	シングルエンド加速器	研究利用		定期整備						調整運転						定期自主点検		I/L試験	研究利用		研究利用											
	イオン注入装置	研究利用		定期整備						調整運転						定期自主点検		I/L試験	研究利用		イオン源切替		研究利用									
	工務・放管設備点検等			DOP測定						ボイラ夏期点検																						
	施設管理・運営等			研究所年報の																												
9月	サイクロトロン	研究利用		研究利用						研究利用						研究利用						研究利用										
	タンデム加速器	研究利用		研究利用						研究利用						研究利用新ビーム開発		研究利用		研究利用												
	シングルエンド加速器	研究利用		研究利用						研究利用						研究利用						研究利用										
	イオン注入装置	イオン源切替		研究利用						研究利用						新ビーム開発		研究利用		イオン源切替		研究利用										
	工務・放管設備点検等	照・EL		熱交換器定期点検性能検査						ボイラ夏期点検																						
	施設管理・運営等	[定]																		[区]												
10月	サイクロトロン	研究利用		研究利用						研究利用						研究利用						研究利用										
	タンデム加速器	研究利用		研究利用						研究利用						研究利用		研究利用		研究利用												
	シングルエンド加速器	研究利用		研究利用						研究利用						研究利用		研究利用		研究利用												
	イオン注入装置	研究利用		研究利用						研究利用						イオン源切替		研究利用		イオン源切替		研究利用										
	工務・放管設備点検等	[EL]								ボイラ夏期点検						ボイラ運転準備(10/21~11/2)																
	施設管理・運営等																			平成26年度 課題募集締切												
11月	サイクロトロン	研究利用		研究利用						サイクロトロン電源定期整備						研究利用						研究利用										
	タンデム加速器	研究利用		研究利用						研究利用新ビーム開発						研究利用						研究利用										
	シングルエンド加速器	研究利用		研究利用						研究利用						研究利用						研究利用										
	イオン注入装置	研究利用		研究利用						研究利用						イオン源切替		研究利用		新ビーム開発		研究利用										
	工務・放管設備点検等	ボイラ運転準備		ボイラ運転準備						ボイラ通気試験						ボイラ運転開始3/29まで						冷凍機点検		冷凍機点検								
	施設管理・運営等																			[区]												

[巡]: 巡視点検 [定]: 定期自主点検 [保]: 保守日 [EL]: エレベータ点検 [クレ]: クレーン点検 [消]: 消防点検 [照]: 照明点検 [掃]: 定期清掃 [区]: 区域管理点検

イオン照射研究施設 年間計画(平成31年度) 3/3

月	項目	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
12月	サイクロトロン		研究利用							研究利用							研究利用							新ビーム開発						年末年始休暇									
	タンデム加速器		{巡}	研究利用							定期整備							定期整備 調整運転						装置停止		運転停止													
	シングルエンド加速器		{巡}	研究利用							定期整備						極性切替		極性切替						装置停止		運転停止												
	イオン注入装置		{巡}	研究利用							定期整備							定期整備 調整運転						装置停止		運転停止													
	工務・放管設備点検等		{EL}									{消}							{消}																				
	施設管理・運営等																																						
1月	サイクロトロン		装置復旧						調整運転	新ビーム開発							研究利用							研究利用							研究利用								
	タンデム加速器					立上	{巡}	調整運転		研究利用							研究利用							研究利用						{保}		研究利用							
	シングルエンド加速器				立上	{巡}	調整運転		研究利用 (電子照射)							研究利用 (電子照射)							研究利用 (電子照射)						I/L 試験		極性切替 調整運転								
	イオン注入装置				立上	{巡}	調整運転		研究利用						イオン源 切替	研究利用						イオン源 切替		研究利用						イオン源 切替		研究利用							
	工務・放管設備点検等					{照}	{EL}																																
	施設管理・運営等						装置 立上																																
2月	サイクロトロン		サイクロトロン装置定期整備							新ビーム 開発							研究利用							研究利用							研究利用								
	タンデム加速器		研究利用							研究利用							研究利用							研究利用						{保}		研究利用 新ビーム 開発							
	シングルエンド加速器		研究利用							研究利用							研究利用							研究利用						{保}		研究利用							
	イオン注入装置		イオン源 切替	研究利用							研究利用						イオン源 切替	研究利用						新ビーム 開発		研究利用						{保}		研究利用					
	工務・放管設備点検等		{クレ}																																				
	施設管理・運営等						施設側安全性 検討会																																
3月	サイクロトロン		装置停止	装置の保守・整備							装置の保守・整備							装置の保守・整備							装置復旧						定期自主検査		調整運転						
	タンデム加速器		研究利用							研究利用							研究利用						定期自主 点検		定期整備							調整運転							
	シングルエンド加速器		研究利用							研究利用							研究利用						定期自主 点検		定期整備							調整運転							
	イオン注入装置		イオン源 切替	研究利用							研究利用						イオン源 切替		研究利用						定期自主 点検		定期整備							調整運転					
	工務・放管設備点検等		{EL}																																				
	施設管理・運営等																																						

{巡}:巡視点検 [定]:定期自主点検 {保}:保守日 {EL}:エレベータ点検 {クレ}:クレーン点検 {消}:消防点検 {照}:照明点検 {掃}:定期清掃 [区]:区域管理点検

従来の実施状況に関する情報の開示

1. 従来の実施に要した経費		(単位：千円)			
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	備考
イオン照射研究施設等利用管理支援業務					
	人件費				
	常勤職員				
	非常勤職員				
物件費					
請負費等		37,701	40,670	40,676	
計 (a)					
参 考 値 (b)	原価償却費				
	退職給付費用				
	間接部門費				
(a)+(b)		37,701	40,670	40,676	
注 記 事 項	<p>(1) 当機構では、入札対象である事業の全部を請負契約により実施しており、上記経費各欄の金額は支払い額である。</p> <p>(2) 請負契約のため、請負費の詳細な内訳の開示は受けられない。</p>				

2. 従来の実施に要した人員		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
(受注者におけるイオン照射研究施設等利用管理支援業務の従事者)				
技術課長 (総括責任者)		1	1	1
技術係長 (総括責任者代理 1 名)		2	2	2
技術係員		2	2	2
(受注者におけるイオン照射研究施設等利用管理支援業務に求められる知識・経験等)				
(1) 技術課長 (総括責任者)				
① 放射線業務従事者				
② 放射線施設において、管理区域の保守・管理の経験があり、高度な専門知識・技術を保有し活用できる。				
③ 放射線施設において、下位者を指導して調査、研究、企画ができる。				
④ 放射線施設の使用法・試験方法等の考え方の変更方法を十分理解することにより、契約仕様に定める作業の量と質を把握したうえで作業方針が策定できる。				
(2) 技術係長 (内 1 名は総括責任者代理)				
① 放射線業務従事者				
② 放射線施設において、管理区域の保守・管理の経験があり、高度な専門知識・技				

術を保有し活用できる。

- ③ 放射線施設において、下位者を指導して調査、研究、企画ができる。
- ④ 放射線施設の使用法・試験方法等の考え方の変更方法を十分理解することにより契約仕様に定める作業の量と質を把握できる。

(3) 技術係員

- ①放射線業務従事者（内1名以上）
- ②放射線施設の基準化されている作業方法に沿って、点検作業が誤りなく迅速に処理できる。
- ③ 基礎的な知識や経験に基づき、作業上で通常発生する条件変化に対応できる。
- ④ 電算機分野においては基礎的なオペレーションができる。

(業務の繁閑の状況とその対応)

平成 25 年度から 27 年度の本業務の対応状況は以下のとおり。施設利用に関する業務、共通施設・設備等の運転保守管理に関する業務、外部実験者の窓口・受入れ等に関する業務、研究成果発表・普及に関する業務は、各々、ほぼ一定の業務量であり、年間計画（案）に基づき、5名の常駐により業務を行った。なお、年間計画（案）は、あくまで案であり、予定より内容を縮小する場合がある。

(1)25 年度から 27 年度の主な作業実績

①TIARA 施設利用に関する業務

作業名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実験課題申請書処理	136 件	123 件	125 件
課題審査依頼処理	544 件	492 件	500 件
実験計画書処理（上期）	85 件	76 件	84 件
実験計画書処理（下期）	84 件	75 件	80 件
実験計画変更依頼処理	158 件	161 件	148 件

*実験者の実験申込数（実験計画書処理（上期）及び（下期）の合計）により年度により増減がある。

② 共通施設・設備等の運転保守管理に関する業務

作業名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実験装置運転保守管理	11 台	11 台	11 台
実験室等保守管理	52 か所	52 か所	52 か所
共用利用申込件数 （サイクロ）	31 件（4155 時間）	26 件（4925 時間）	31 件（323.5 時間）
共用利用申込件数 （静電加速器）	8 件（216 時間）	15 件（376 時間）	15 件（424168 時間）
液体窒素製造装置 液体窒素補填	32 回（40.00m ³ ）	30 回（46.49m ³ ）	24 回（38.39m ³ ）
黄色実験衣・青色つなぎ	6 回（190 着）	7 回（255 着）	7 回（217 着）

洗濯依頼

*実験者の実験申込数により年度により増減がある。

③外部実験者の窓口・受入れ等に関する業務

作業名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
宿泊申込書受付（全体人数）	730 人	769 人	803 人
施設利用者受入連絡表（件数）	397 件	412 件	370 件
外部（高崎研外）実験来所者	885 人	915 人	826 人
指定登録依頼書(人数)	249 人	267 人	269 人
指定登録解除依頼書(人数)	379 人	367 人	592 人
見学者手続き（人数）	1825 人	1449 人	1688 人
ガラスバッジ&IDカード発給	885 人	916 人	826 人
ガラスバッジ&IDカード返却	885 人	9167 人	826 人
T I A R A 安全講習（受講者数）	133 人	124 人	121 人

*実験者の実験申込数により年度により増減がある。

④研究成果の発表・普及等に関する業務

作業名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
高崎量子応用研究シンポジウム プログラム状送付（件数）	715 件	648 件	659 件
高崎量子応用研究シンポジウム 開催案内郵送（件数） (E-mail による案内)	770 (256)	639 (268)	686 (312)
高崎量子応用研究シンポジウム 開催ポスター発送（件数）	216 件	193 件	194 件
高崎量子応用研究シンポジウム 口頭、ポスター発表取りまとめ (件数)	180 件	173 件	162 件
年報投稿処理数（件数）	164 件	169 件	162 件
年報投稿査読依頼数（件数）	164 件	169 件	162 件
年報印刷（部数）	620 部	620 部	620 部
年報配布（部数）	594 部	587 部	577 部
資料配布先リスト整理 (登録者・機関数)	1283	1159	1172

*政策的判断により年度により増減がある。

3. 従来の実施に要した施設及び設備

	<p>(施設)</p> <p>施設名称：高崎量子応用研究所 イオン照射研究棟</p> <p>使用場所： 109号室 別紙9の建屋平面図1頁赤色着色部分</p> <p>(設備及び主な物品)</p> <p>設備：</p> <p>机5台、椅子5脚、PC5台、プリンタ1台、その他情報機器1式、工具類1式、マニュアル及び参考図書1式</p> <p>主な物品：(必要な量)</p> <p>電気、ガス、水、事務用品、各種用紙</p> <p>(注記事項)</p> <p>上記施設、設備等は、請負業務を行う範囲において無償貸与。</p>
4.	<p>従来の実施における目的の達成度</p> <p>①本業務の内容に示す各業務は、イオン照射研究施設 年間計画に基づいて、適切な作業が安全に実施されることを目的としており、以下の作業が達成された。</p> <p>イ、安全な業務全般の実施。放射線事故・各種事故数 0回</p> <p>ロ、円滑な実験遂行のサポート実施。実施不可実験数 0回</p> <p>ハ、放射線管理区域の適切な管理の実施。放射線管理区域維持基準逸脱回数 0回</p> <p>②実験利用者の利用満足度調査</p> <p>イ、実験利用者の利用満足度調査はこれまで実施していない。</p>
5.	<p>従来の実施方法等</p> <p>従来の実施方法</p> <p>別紙5(機構組織図)のとおり</p> <p>別紙6(業務フロー図)のとおり</p> <p>(注記事項)</p> <p>本業務に関する詳細な情報は受注者からの依頼により、情報開示を行う。なお、閲覧可能な資料は2.(業務の繁閑の状況とその対応)の(1)に記載した各作業でまとめた資料とする。しかし、個人情報等が含まれる場合は、見本資料とする。</p>

平成〇〇年〇〇月〇〇日

イオン照射研究施設実験利用等に関する満足度アンケート調査

このアンケートは、イオン照射研究施設利用管理支援業務の受入れ・窓口サービス、技術支援サービス等について、サービスの質を確保し、今後に活用するため、満足度を調査するものです。

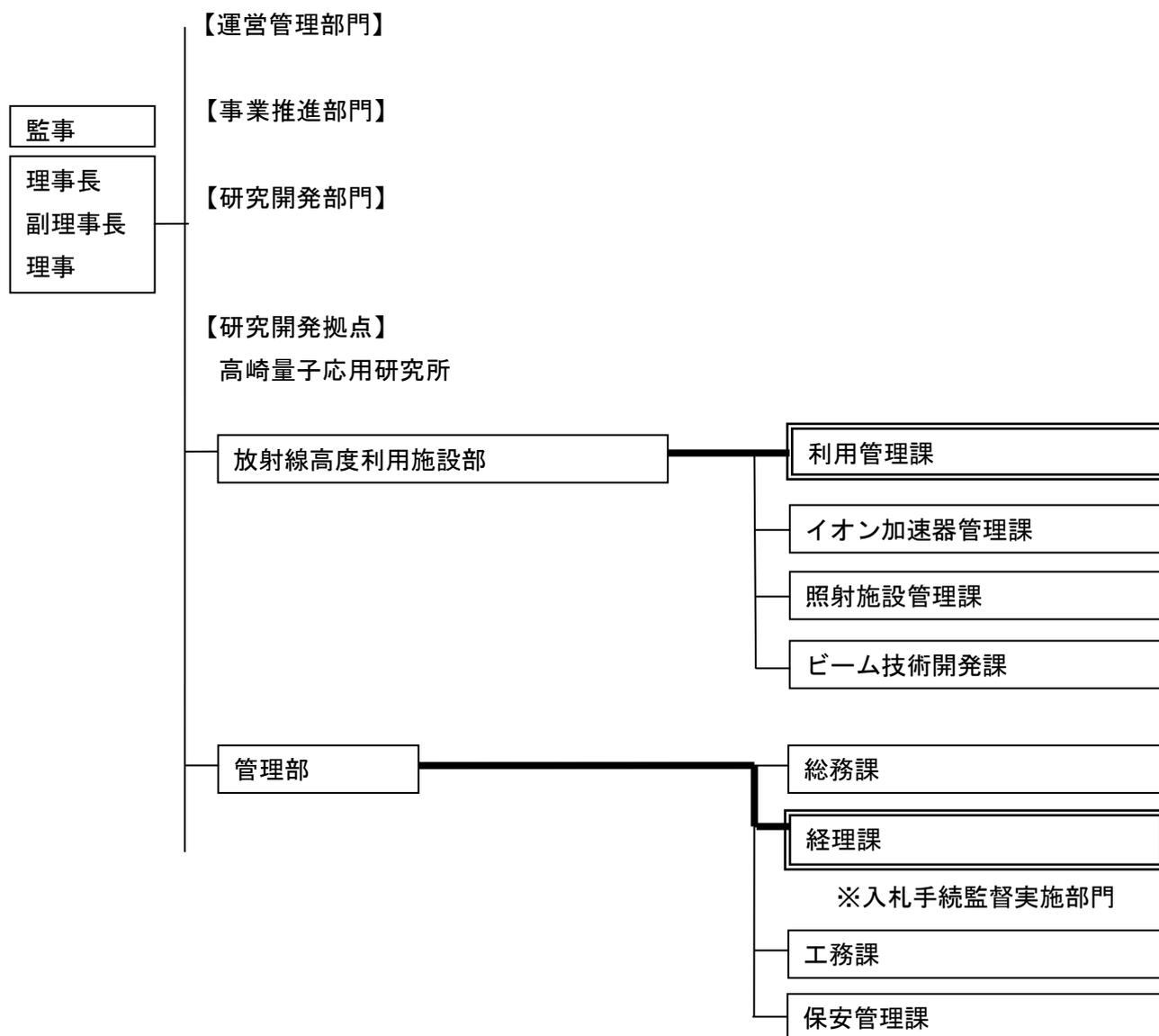
次の4つの質問に対して、それぞれ「満足」から「不満」までのいずれかに該当する□にレ印を記入してください。

1. 窓口・受入れ等の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）について満足されましたか。
満足 ほぼ満足 普通 やや不満 不満
2. 技術支援について、実験手順、実験装置の説明などについて満足されましたか。
満足 ほぼ満足 普通 やや不満 不満
3. 実験スケジュールについて、調整、連絡などについて満足されましたか。
満足 ほぼ満足 普通 やや不満 不満
4. TIARA 保安講習について、使用資料、説明方法などについて満足されましたか。
満足 ほぼ満足 普通 やや不満 不満

<ご意見等>

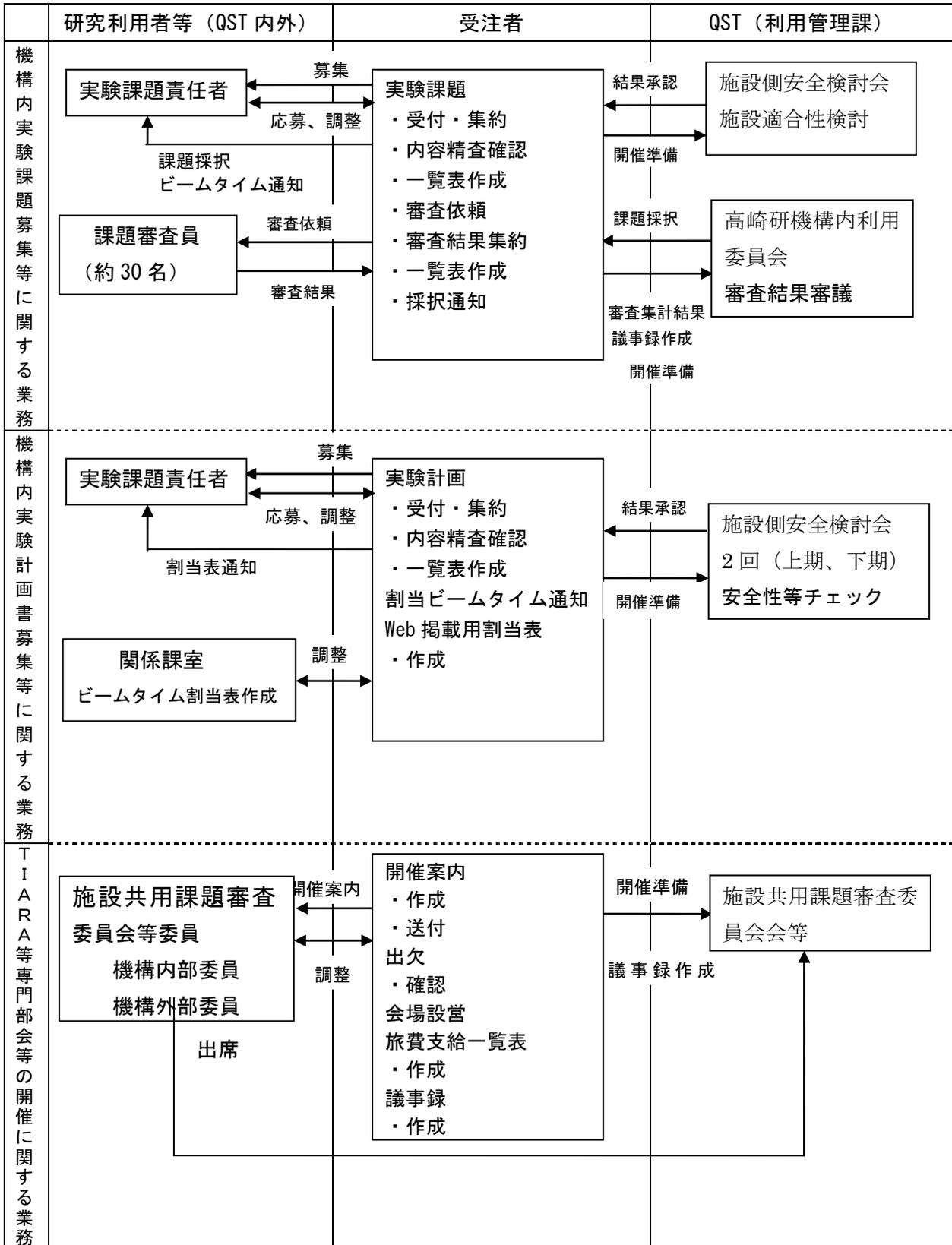
ご協力ありがとうございました。

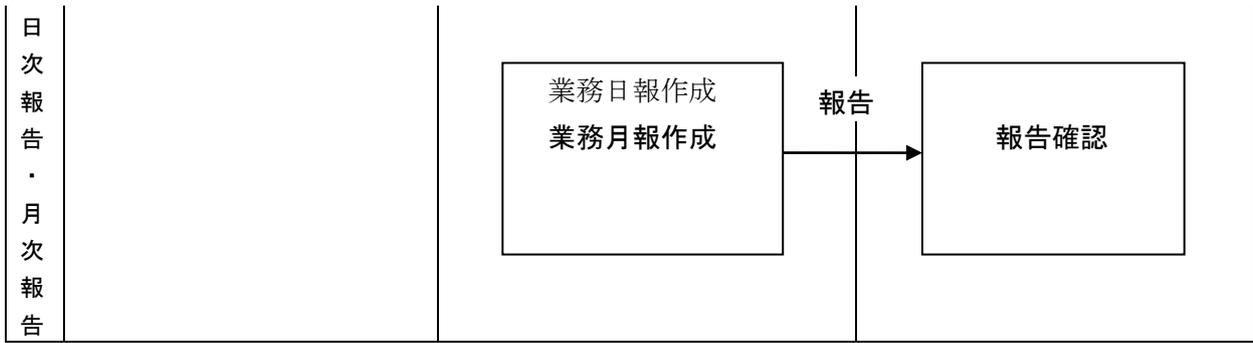
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構組織図（平成 28 年 4 月 1 日現在）



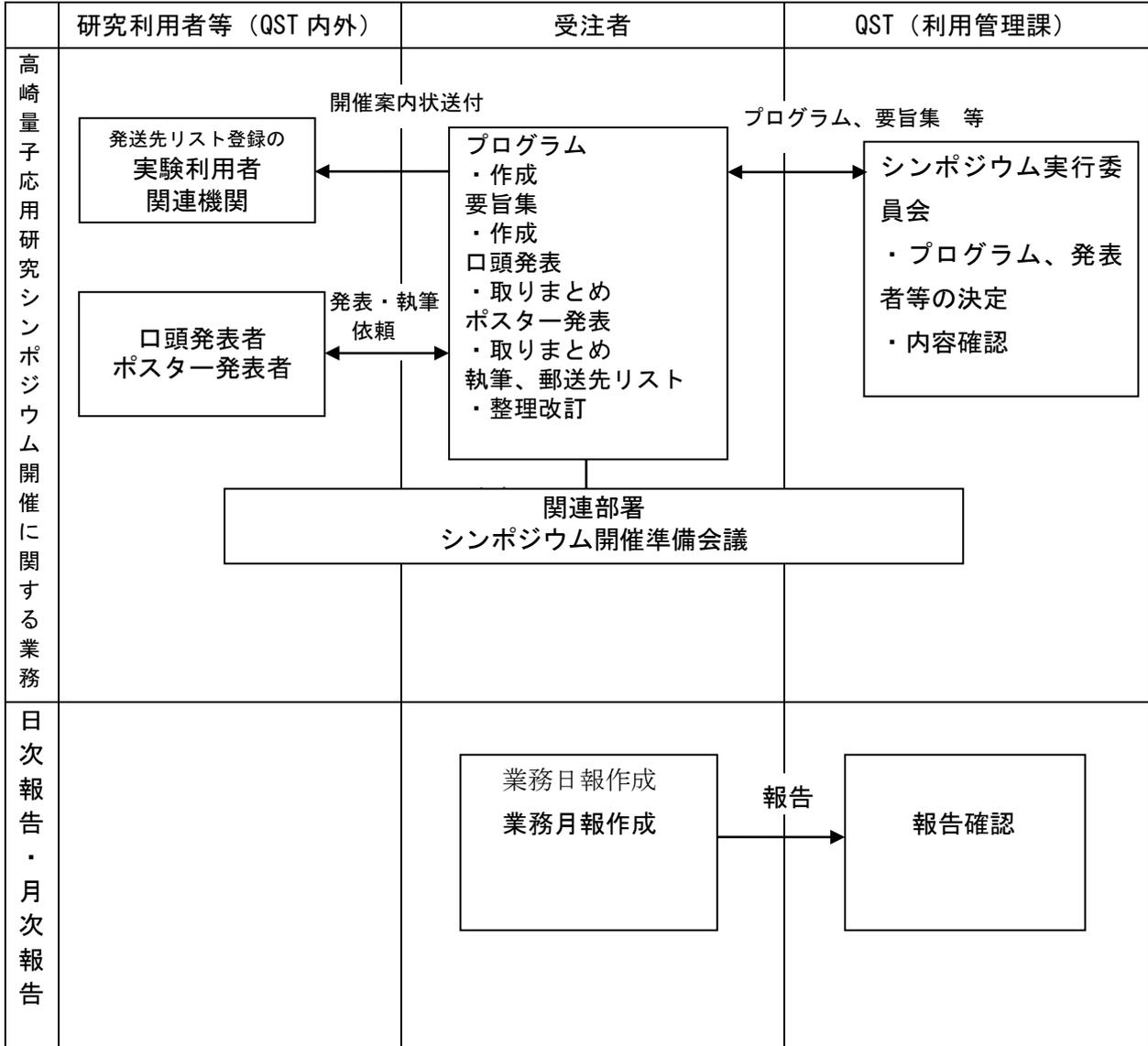
業務フロー

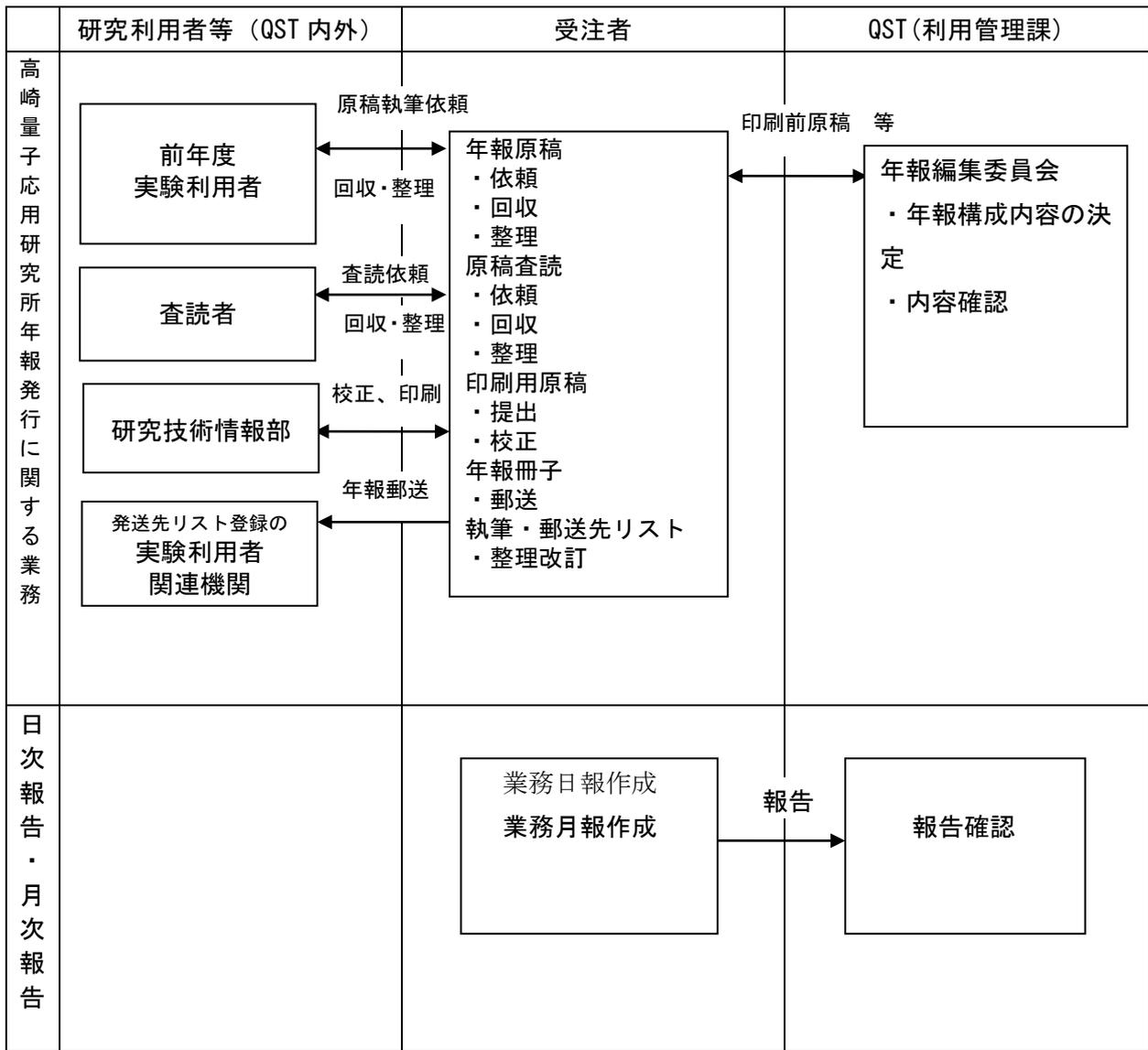
TIARA 施設利用に関する業務





研究成果の発表・普及等に関する業務





誓 約 書

貴機構における下記案件の競争に参加するにあたり、下記のとおり誓約します。

件名： _____

(契約番号： _____)

記

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「法」という。）の対象となる契約であることを承知しています。
2. 法第 15 条において準用する暴力団排除条項を含む法第 10 条各号（第 11 号を除く）に該当する者ではありません。また、本業務の一部について、下請負又は再委託を行う相手先も同様とします。
3. 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者ではありません。
4. 貴機構より取引停止の措置を受けている期間中の者ではありません。
5. 当該入札に参加しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係があるものではありません。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)又は(2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

平成〇年〇月〇日

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構

高崎量子応用研究所 管理部長 殿

住所：

氏名：

印

汎用実験装置点検簿(1/2)

平成 年 月 日～ 月 日 点検者:

___(月)	___(火)	___(水)	___(木)	___(金)
--------	--------	--------	--------	--------

低エネルギーイオン照射チェンバ(IA)						
運転状態	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	備考:
真空度	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	
異常の有無	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	

トリプルビーム照射実験装置(MT)						
運転状態	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	備考:
真空度	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	
異常の有無	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	

中エネルギーイオン照射チェンバ(TA)						
運転状態	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	備考:
真空度	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	
異常の有無	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	

SEU 耐性評価試験用チェンバ装置(HD):散乱装置						
運転状態	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	備考:
真空度	___E-___(Pas)	___E-___(Pas)	___E-___(Pas)	___E-___(Pas)	___E-___(Pas)	
異常の有無	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	

SEU 耐性評価試験用チェンバ装置(HD):プロファイル装置						
運転状態	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	備考:
真空度	___E-___(Pas)	___E-___(Pas)	___E-___(Pas)	___E-___(Pas)	___E-___(Pas)	
異常の有無	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	

散乱ビーム照射実験装置(HE1)						
運転状態	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	備考:
真空度	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	
異常の有無	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	

装置異常時は備考欄に記入

汎用実験装置点検簿(2/2)

___(月)	___(火)	___(水)	___(木)	___(金)
--------	--------	--------	--------	--------

散乱ビーム照射実験装置(HE2)						
運転状態	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	備考:
真空度	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	
異常の有無	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	

散乱ビーム照射実験装置(HE3)						
運転状態	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	備考:
真空度	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	
異常の有無	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	

深度制御種子照射装置(HY1)						
運転状態	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	備考:
真空度	___E-___(Pa)	___E-___(Pa)	___E-___(Pa)	___E-___(Pa)	___E-___(Pa)	
異常の有無	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	

複合材料耐環境性試験装置(LD1)						
運転状態	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	備考:
接続状態	ON・OFF	ON・OFF	ON・OFF	ON・OFF	ON・OFF	
真空度	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	
異常の有無	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	

プロトン照射下半導体試験装置(LD1)						
運転状態	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	運転・停止・使用中	備考:
接続状態	ON・OFF	ON・OFF	ON・OFF	ON・OFF	ON・OFF	
真空度	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	___E-___(Torr)	
異常の有無	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	

装置異常時は備考欄に記入

区域管理(実験室等)点検表

年 月 日～ 月 日

点検者:

場所	(月)		(火)		(水)		(木)		(金)		備考、指摘事項
	点検	指摘	点検	指摘	点検	指摘	点検	指摘	点検	指摘	
1	CYC棟1F東通路入り口										
2	1F南側作業エリア										
3	照射試料保管室										
4	重イオン準備室										
5	CYC棟BF東通路入口										
6	BF廊下										
7	材料準備室										
8	化学実験室										
9	生化学実験室										
10	重イオン計測室										
11	複合ビーム計測室										
12	オンライン計測室										
13	物理測定室										
14	エレクトロニクス工作室										
15	外来者控室										
16	2F廊下・階段入口										
17	地階出口・1F廊下										
18	データ処理室2(制御室)										
19	北階段・BF廊下										
20	電子照射準備室										
21	複合照射準備室										
22	作業エリア・倉庫										
23	汚染検査室入口										
24	入退管理室										
25	汚染検査室										
26	シャワー室										
27	ホット更衣室(男女)										
28	ホット化学実験室2										
29	ホット化学実験室1										
30	ホット物理実験室131/133										
31	防護機材置場										
32	清掃機材室										
33	トラックエリア										
34	1F作業エリア										
35	CYC棟BF西通路										
36	CYC棟BF西廊下										
37	軽イオン準備室										
38	RI貯蔵室										
39	RI保管室										
40	トレーサラボ										
41	ホット工作室										
42	バイオトレーサラボ										
43	プラスミド分析室										
44	低温準備室										
45	暗室										
46	微生物実験室										
47	滅菌処理室										
48	植物実験室										
49	組織培養室										
50	ホット材料実験室										
51	ホット試料試験室										
52	大型機材庫										

- ・各場所の点検項目は裏面に記載
- ・点検にて指摘項目がある場合には、「指摘」欄にチェック後、横欄または裏面の「備考、指摘事項」欄に記入

(2013.1.10改訂)

イオンビーム研究棟

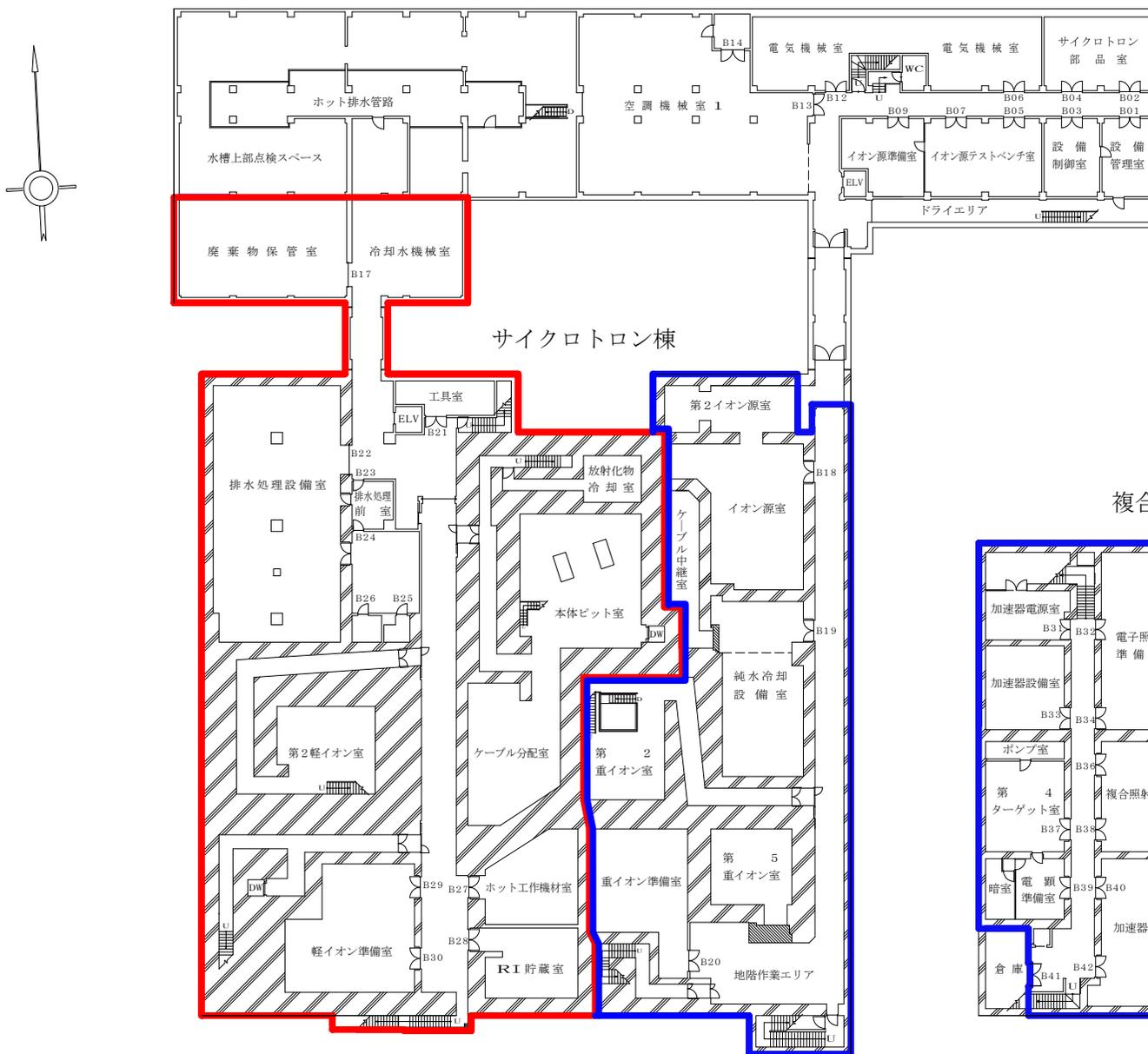


図 2. 2
 イオン照射研究施設
 地階配置図

- 第1種管理区域
- 第2種管理区域

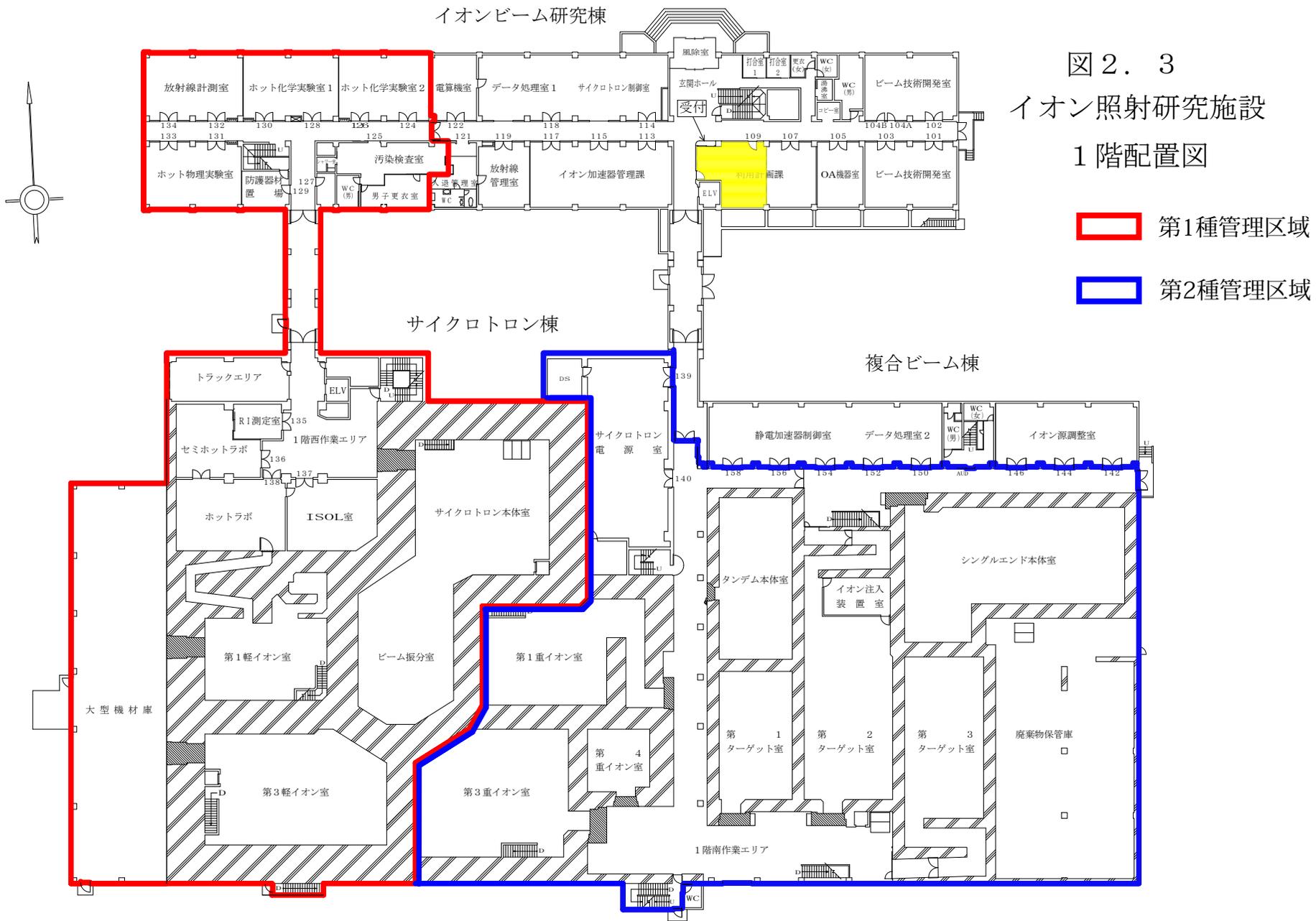


図2. 3

イオン照射研究施設

1階配置図

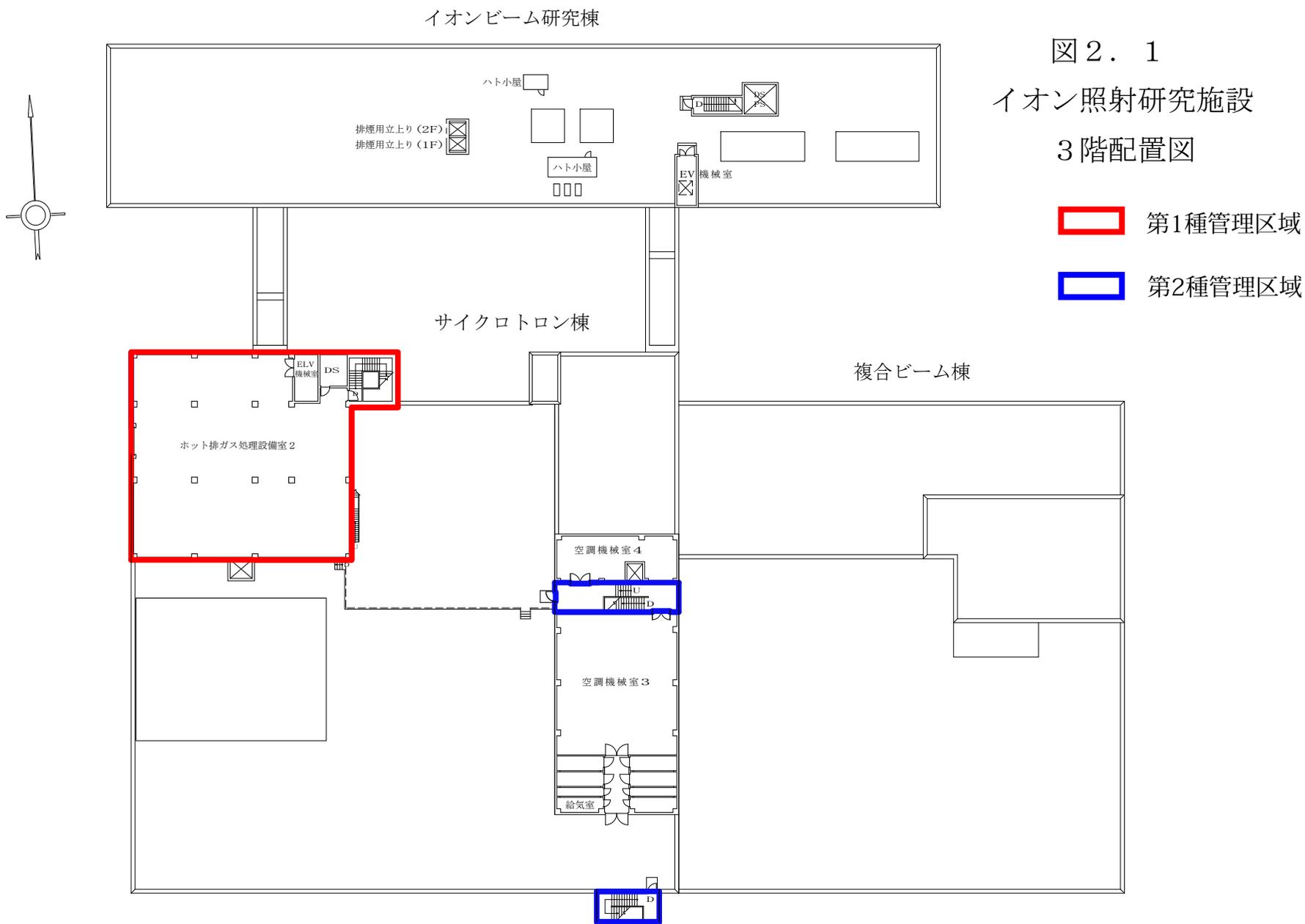


図2. 1
イオン照射研究施設
3階配置図

- 第1種管理区域
- 第2種管理区域